

決算常任委員会総務分科会

(平成29年9月13日)

○ 村山繁生委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして総務常任委員会並びに決算、予算常任委員会総務分科会を開会いたします。

本日は総務部からのスタートでございます。

それでは、まず、部長、一言ご挨拶をお願いします。

○ 辻総務部長

おはようございます。

今、委員長からございましたけど、先週の一般質問、また、昨日からの委員会と、本当にお疲れのところ恐縮ですが、総務部でございます。

総務部の議案のほうは決算審査の議案のみお願いすることになってございまして、総務部8課4室2行政委員会を担当してございまして、その審査のほうをよろしく願いしたいと思います。次なる施策、あるいは、よりよきものにするためという思いで臨ませていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分

第2目 人事管理費

第3目 恩給及び退職年金費

第4目 文書広報費中総務課関係部分

第9目 計算記録管理費

第15目 人権推進費

第21目 諸費中総務課関係部分

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

それでは、これより総務部の決算審査を行います。

議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第21目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について審査を行います。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、まず、追加資料の説明を求めます。

○ 駒田調達契約課長

調達契約課の駒田です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、タブレットのほう、02総務常任委員会、07平成29年8月定例会、その次が09総務部追加資料、こちらをごらんください。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

○ 駒田調達契約課長

それでは、私のほうから35分の3ですね、ページ数3ページになりますが、こちらのほうをご説明させていただきます。こちら、森委員のほうから資料請求がございました件でございます。

入札参加資格者における建築基準法違反状況及び対応についてというところでございます。こちらは、まず、建築基準法違反の状況ということで、市内の平成25年度以降に建築指導課のパトロールや市民の方からの通報によって発見した件数を載せさせていただいております。こちらが156件の違反件数がございます。そのうち入札参加資格者、こちらが

13者ございました。

次に、この13者の入札の参加の状況でございます。

平成28年度でございますが、入札参加の回数が655回ございます。そのうち落札回数が28回ということになっております。

続きまして、建築基準法違反者への対応についてでございます。

こちらは、建築指導課のほうから違反物件の所有者に対し、構造規定や仕様規定についての状況報告を求め、改善計画書を提出させているところでございます。こちらの報告がない場合には、建築指導課のほうから口頭や文書指導を行って、継続的に違反者に対して指導を実施している状況でございます。

○ 稲垣検査室長

おはようございます。検査室の稲垣です。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、資料の4ページをごらんください。

検査関係で4項目の提示を求められましたので、それらの資料を説明させていただきます。

まず4ページですが、検査における工事成績評定採点基準について、本市と同様の基準を用いているところがあるかとの問いですが、本市の基準は、まず、独自で制定しております。なお、県内各市の状況としましては、この表に示しておりますとおり、県内14市のうち、鈴鹿市、津市など6市が独自制定をしておりますして、桑名市など8市が県の要領を準用しておると、そういう状況でございます。

次に、5ページ、ごらんください。

本市における工事成績評定採点基準についてお問い合わせをいただいております。

本市では、5ページから14ページにかけてちょっとページが長いんですが、様式や考え方の表を提出させていただいています。これをもとにして採点をしておるわけですが、今回、土木工事を一例にして資料を提示させていただきました。

まず、検査での評価は、工事の監督職員と検査職員がそれぞれ評価します。工事の監督職員は――ページが飛んで申しわけないんですが9ページから12ページ、こちら6ページにわたる判断基準がございますが――この判断基準を用いて判断しております。また、検査職員は13ページから14ページの判断基準をもとに評価します。

基準は、例えば9ページをごらんください。

9 ページ左端の欄、こちらは項目ごとに細目が分かれております。さらに、細目の中、着眼点がございます。その着眼点ごとの内容を評価することになります。評価は優秀の1点から不良の0.2点まで、この5段階評価を着眼点ごとに評価します。この着眼点ごとの評価は、ページを戻って申しわけないんですが6 ページから8 ページ。6 ページをごらんいただきますと、実は6 ページと7 ページが監督職員、そして8 ページが検査職員の集計表になります。

この6 ページ、見ていただきますと、評価には配点が割り振られています。この配点を乗じたものが評定値となります。各着目点ごとの評定値を細目単位で合計します。この細目ごとの値に対して、さらに重要度、こちら、1 番上ですと、現場代理人等は重要度20点、20%ですが、これが割り振られ、細目ごとの評点となります。そして、この合計値、今見ていただいた6 ページは監督職員——監督職員は6 ページと7 ページになりますので、7 ページのほうに今度は合計の分がございますが——一番下、合計評点、これは監督職員のトータル点。これは100点満点の評点になりますが、それが出てきます。同じように検査職員も8 ページ、この1 枚でまとめられているわけですが、この考査評定でもって100点満点で点数をつけます。

そして、その欄の下、評点、考査比率、評点数、監督職員、検査職員、総評点数という欄がございますが、監督職員が100点満点の評点をそこへ記入、検査職員も同様に入れます。そして、監督職員、検査職員、それぞれ比率が0.5ずつございますので、2分の1で割った数字が下の評点数となりまして、その評点数の合計値を切り上げた数字がその総評点数となります。こちらが工事の評点となるわけです。

この考査評定で集計したものを、さらにページを戻っていただきまして、5 ページをごらんください。

5 ページ、やや文字が小さくて申しわけないですが——タブレットをちょっと横にしてくださいと若干見やすくなるのかなと思うんですが——こちらの5 ページの左側の細かい字で書いてある表、これが先ほどの6 ページから8 ページにかけての集計表の一覧表になります。一番右端に評点がございますが、そこに同じような数字が並んできて、最終の合計、こちらの合計が今度は左側の表——これは、要は工事の概要書になるわけですが——こちらの下から2 段目あたりに総評点数とありますが、ここに数字が出ていって判定がなされ、これを決裁したものが工事成績評定書になるということになります。

本市ではこの採点基準をもとにして、各工事について評価しておるということござい

ます。

次に、三重県における工事成績評定採点基準、こちらのほうの提示ということでございましたので、こちら、15ページから32ページにかけての様式や考え方をもとに採点がされておるということでございます。15ページをごらんください。よろしいでしょうか。

市の工事成績評定書に当たる総括表は、県の場合は工事成績調書になります。ここで監督員と班長または課長等と、そして検査員という形で割り振られています。検査員の場合は出来高1、出来高2とあるんですが、最終の完成の工事の場合は、最後、一番右端の欄、検査員の完成のところに入るわけですが、監督職員が4割、班長または課長等が2割、検査員が4割の持ち点を持って、これでやはり同じように満点となれば100点になるような評点を出すということになります。

この後、16ページをごらんいただきますと、例えば土木工事の場合、監督員は16ページの表の上にあります1の施工体制、2の施工状況から5の創意工夫までを評価します。それから、班長または課長は、次の2、4、6、7の項目を評価します。それから、検査員については、次の2と3の項目を評価するんですが、その2の検査員の項目の細別で品質がさらに工種で、実はこれ38の工種に分かれております。ですので、非常に細かい各工事単位でそれぞれ評価の仕方が違うというところがあって、こちら、今、例示ではコンクリート構造物工事、砂防・治山構造物工事、海岸工事、トンネル工事というのが一くくりになっていますので、それでもって例示をさせていただいておりますが、19ページ以降の工事成績採点表の内容を見ますと、形式を見るだけでも市の基準とは視点や採点方法が異なっているというような状況でございます。

最後になりますが、33ページをごらんください。

こちら、平成27年度——工事は28年度に終わったわけですが——昨年度、米洗川で大雨により護岸が崩れ、災害が発生しました。その際に、下流部で施工していた工事について、災害対応についてどのように評価したのかというお問い合わせをいただいております。これの概要ということでまとめさせていただいたものがこちらになります。

工事名は、準用河川米洗川中流河川改修工事その2でございます。受注者、施工業者は聖建工株式会社、工期は平成27年10月27日から29年3月15日まで、契約金額1億2100万円余り、そこで総評点数は82点ということで、判定は良好となりました。

こちら、経緯でございますが、この工事の施工中、平成28年9月20日に大雨による米洗川の増水がありました。こちらが増水になりまして、当該工事現場直上流において護岸が

崩れるという事態が発生しました。この際に、発注課が下流で工事を行っていた受注者に当該現場の確認を要請すべく連絡しましたが、現場到着がおくれたという事態がありました。

このことに対する評価でございますが、当日の降雨により現場は休工していたというところで、現場には工事業者がいなかった。このため連絡をとりましたが、現場到着がおくれた。また、安全対策に問題があったとして、原課のほうでは指導を行っております。

工事成績評定では、監督職員考査評定の施工体制の中の熱意の中の連絡体制という部分、それから、施工管理の中の現場管理の中の安全管理というところのそれぞれの項目において、こういう問題になったということを反映した評価を行っております。

以上でございます。

○ 江崎 I T 推進課長

I T 推進課長の江崎でございます。よろしく申し上げます。

資料は、1枚めくっていただきまして、34ページをごらんください。

それでは、行政内部情報システムにおける他自治体の文書の電子化率の状況と、文書の電子化による今後の課題についてご説明申し上げます。

まず、電子化率の定義についてでございますが、これは行政内部情報システム——文書管理でありますとか庶務事務管理、財務会計を電算化しているシステムでございますが——このシステムに登録している文書——大まかには紙文書と電子文書、それから、紙と電子を併用しているものの3種類がございますが——これらを全体の分母としまして、また、電子文書を分子としまして、この割合を電子化率としております。

他自治体の電子化率の状況は、条件をなるべくそろえるために、同様システムを使っております14自治体について調査をいたしまして、回答を得ております7市について資料を作成しております。

記載の表は、本市を含めて計8市となっております。電子化率は10%台から80%台までばらつきがございますが、本市は上から4番目ということで、大体真ん中ぐらいの状況ということでございます。

それから、市の名称につきましては公表していないということで、申しわけございませんが伏せさせていただいております。

また、電子化文書の対象につきましては、表下の米印部分に記載しておりますが、市に

よっては文書のみを電子化率としているところがございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、文書の電子化による効用及び課題についてでございます。

一つ目の効用については、文書を電子化することによりまして、文書保存スペースの節約や用紙コストの低減のほかに、既存の文書や起案文書の決裁状況などを複数職員がいつでも迅速に内容確認することができること、さらに、公文書の作成、保存、廃棄が文書管理システムで適切に管理されると職員間の情報共有や業務効率の向上が図られるということでございます。

二つ目の課題としましては、文書はシステム内に集約されることにより、システム障害時に文書が確認できないこと、また、システムを更新する際に、文書データの原本性の保持に配慮する必要があること等が挙げられます。

また、文書の電子化推進を阻害する要因としまして、起案文に添付する文書が紙文書の場合に、電子化する操作の煩雑さ、スキャナ等で取り込みまして電子をフォルダに保存するというような煩雑さということでございます。それから、電子化されたデータをディスプレイ等の表示装置上で閲覧する際の操作が一手間かかるということでございます。

さきにご説明しました効用の観点から、今後におきましても文書の電子化を推進していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 川口人事課長

人事課長の川口でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、資料をページめくっていただきまして、タブレットの35ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

こちらは、中川委員からご請求いただきましたこころの健康相談室と職場復帰支援のための産業医面接につきましての説明でございます。

一つ目のこころの健康相談室でございますが、心の問題におきましては早期対応が重要であると考えておりまして、職員の心の健康に関して、専門家に相談できる場を提供し、病気や急病などになる前に対処することができるよう、臨床心理士による相談室を月2回実施いたしております。

二つ目の職場復帰支援のための産業医面接につきましては、長期に休養しております職

員が職場へ復帰するに当たりまして、産業医が職員及び所属長への面談と主治医からの情報提供によりまして復帰可能かどうかを判断するとともに、復帰する場合には、どのような支援策が必要かにつきまして、指導や助言を行っておるものでございます。

これによりまして、職員本人は復帰に向けての準備を進めるほか、職場においては、担当職員や業務量を調整し、円滑な復帰に向けての受け入れ態勢を整えているところでございます。

説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

以上ですね。

追加資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、まず、この追加資料についての質疑からお受けしたいと思います。

順番に行こうかな。逆に行って、こころの健康相談室、これは中川委員ですけれども、もし質疑があれば。

○ 中川雅晶委員

資料ありがとうございます。

大体産業医と、それから、通常は臨床心理士の月2回の相談を受けていただいて、実際に復職するときにおいては産業医の所見と本人、それから職場長で円滑に復職をしていくという流れということは理解をしました。

面接経費は産業医の委託料、45万3600円で含まれているということですが、診療情報提供料というのは、これは、例えば、職員の方がそれぞれの主治医というか、お医者さんにかかっている、その診断書をもらってくる診断書料ということでしょうか。

○ 川口人事課長

委員がおっしゃられましたように、産業医が面接等を行った後に、職員が通常かかっております主治医に対しまして、いろんな意見を求めたりとかした上で最終的な判断を下すわけですが、その際に意見をいただく情報書料、いわゆる診断書になりますが、そちらの経費ということになります。

以上です。

○ 中川雅晶委員

ちなみに、何通分の診断書料ですか。

○ 川口人事課長

10人分といたしますか、10通分といたしますか。

○ 中川雅晶委員

1人の方が複数ということもあり得るということですかね。10ドクターからの診断書料ということですね。わかりました。

こうやって復職を、医療の専門職の方、それから所属長、本人とあわせて復職の支援をされたのは何年目ぐらいですか。

○ 川口人事課長

平成21年からこのような形でやらせていただいております。

○ 中川雅晶委員

その効果というか、復職後、支援をされていて、休業から復職に至った人数というか、経過であったりとか、それから、復職後もまたすぐに休むのではなくて、かなりしっかりと本格的な復職につながった比率とかという把握している部分があれば少し、経年的な把握とかというのも教えていただけますか。

○ 川口人事課長

数字としましてはちょっととれていないところがございますが、平成21年に始める前の印象としまして、委員さんからもおっしゃっていただきましたが、早く復帰したいというような部分とか、完全に回復しきれていないのに復帰してしまって、またすぐに休職に入るというようなことを見受けられるというようなところもございまして、やはり日常生活に復帰するということと実際の職務に復帰するということでは、やはり違いがあるのではないかとというようなところがございまして、職務内容を把握しておる産業医が最終的な復帰の判断、もしくは、復帰する際においても提言といたしますか、業務の見直しですと

か勤務時間、最初は少し軽目に始めるとか、その辺のアドバイス等をいただくという形で、すぐにまた復帰したけどやっぱりだめでしたみたいなのが基本的にはなくなってきているのかなというふうには感じてございます。

以上です。

○ 中川雅晶委員

今おっしゃっていただいたとおり、丁寧にしていただいているという感覚は非常に感じましたので安心はしましたけれども、通常の日常生活と職場の復帰というのは少し次元の違う話やということと、専門的なところから見て、またその原因とかというのをなるべく共有しながら円滑にというところを丁寧に引き続きやっていただきたいなという思いと、それから、平成21年度からされている中において、その辺も一度総括をしていただく、新たに整備していただくということの時期もそろそろ近いのかなと思いますので、ぜひその辺の視点でも検討いただければなということと、それから、何よりも水際でもう少し敷居を下げた段階で、重度に至らない段階で対応するという意味合いで、臨床心理士の月2回のというふうにやっておられると思うんですけど、月2回が妥当かどうかというのも、今後もう少しふやしたほうがいいのか、月によっては、多い月、そうでもない月、それはもう職場の中のそれぞれの繁忙期であったりとか、また、急遽の繁忙期であったりとか、あと、職場内の人間関係であったりとか、いろんな部分も含めてこの回数がどうなのかというのを、また再検討いただきながら進めていただければと思いますので、以上で結構です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

○ 早川新平委員

今の健康相談室、月2回というところでお伺いするんですけども、これは何人ぐらいが受けたのか。2回設置したと書いてあるだけで、何人ぐらいが実質は受けていましたか、人数を教えてください。

○ 川口人事課長

昨年度1年間で、これは延べになりますが79人が相談を受けてございます。

○ 早川新平委員

延べ79人という、1人で定期的に受けてみえる方と、短期で終わる、終了するという方があるんだけど、そのこのところの度合いをちょっと教えてください。

○ 村山繁生委員長

ただいま中継が復帰いたしました。

○ 川口人事課長

実際のところ、何人が連続でというふうな統計のほうはとらせていただいているんですが、連続で受けていただくという方が、印象的には半分ぐらいはいるのかなというところと、飛び飛びではありますが定期的といいますか、その方の状況に応じて受けていただくとか、あと、新しい方も当然その中に入ってくるというような印象でございます。

○ 早川新平委員

当然深刻度というか、それによって違うんですけども、定期的にカウンセリングなり、こころの健康相談室を受けているというのはとっていないということやね、今の答弁やと。

○ 川口人事課長

そうですね。データとしてどれだけ受けてもらっているとかというふうなものは当然把握はしてございますが、そういう観点で数字として拾ったということはないという状況でございます。

○ 早川新平委員

確かに個人情報的なところもあるので難しいところがあるんだけど、その深刻度によって、定期的に月2回でも少ないぐらいの方も――現場のことはよくご存じやと思うけれども――必ずあると思うんですよね。だから、今、中川委員が指摘したように、月2回って固定するというよりは、状況に応じてもう少し頻度をふやしてもらったほうが私はいかなというふうには思っています。これは意見です。

○ 村山繁生委員長

意見として承ります。

○ 太田紀子委員

平成21年から行っていると聞いているんですけど、延べ人数でも何でもいいんですけど、ふえているんでしょうか、減っているんでしょうか、年々見ていて。

○ 川口人事課長

産業医の復帰面接のほうということでもよろしいでしょうか。

○ 太田紀子委員

診断というか診察が、こころの健康相談室の。

○ 川口人事課長

こころの健康相談室につきましては、ふえている、ふえていないというと、大きく差はないといえますか、例えば3年ぐらい前からでいきますと、62人とか52人、去年は79人のございでしたが、多い年で100人ぐらい行く年もございましたし、少ない年ですと50人台というようなところで、一定というよりは、そのあたりの人数で毎年推移するというふうな形でございます。

○ 太田紀子委員

その人数が多いか少ないかというあれもあるし、その年によって市の中の業務がちょっと違ったり、イベント的なものがあったりして負担が多かったりする部分もあるのかもわからないですけど、やっぱりほかの委員も言われるように、月2回というのではなく、そういう受診する人、相談する方が多いということで、2回というよりはもう少し回数を、私自身も見直しをされたほうがいいんじゃないかと思いました。これは意見です。

○ 村山繁生委員長

意見として承ります。

他にこの件に関してご質問ございませんか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、続いての電子化率について。これはどなたでしたっけ、資料を請求されたのは。

中川委員ですか。お願いします。

○ 中川雅晶委員

ありがとうございます。

本市は、電子化率も真ん中ぐらい、パーセントも46.4%と書いてありますが、文書、庶務、財務ということで、効用のところで、文書の保存スペースの節約や用紙の低減とかというのはわかりやすいんですが、決裁状況なんかがいつでも複数の職員で確認ができるということは、これは、どのようなやり方で電子決裁されているんですかね。

○ 江崎IT推進課長

電子決裁ということで、文書の電子決裁ということをちょっとご説明させていただきたいと思います。

よくあるパターンといたしまして、何か文書が国や県から届きましたとか、あるいは発意起案といいまして、自分から起案文書を起こしていくと、大きく二つこういうケースがございますが、まず、文書が届いたものを起案する場合、收受起案というわけなんです、紙文書をスキャナで読むなりしまして電子化して、そこからその文書を使って行政内部システムの文書管理システムを起動しまして、その文書をもとに紙決裁するのか、電子決裁するのかという選択する項目がございますが、電子で選びまして、あと、どこへ回すか、決裁権者をどうするかというようなこととか、それから、文書の保存をどうしていくのか、何年保存するのかとか、番号はどうするのかとか、そういう項目を入力すると、それでエンターというのを押して――記入場所があるところは当然記入する必要がありますけれど――それでボタンを押すことによりまして、あと、決裁権者の順番に、例えば、担当者から係長、課長補佐、課長、あるいは部長というふうに、そういうふうな電子決裁の一般的な流れでございます。

あと、発意起案に関して申しますと、特に文書というのは添付する場合も添付しない場合もございますが、自分で文書を起こして、そこから今ご説明したのとほぼ同じ内容で順番に担当者から起案文書がパソコンの中で順次流れていくと、そういうふうな状況でございます。

○ 中川雅晶委員

わかったようなわからへんような感じなんですけど、とりあえず紙ベースで文書は1回つくって、それをスキャナして、それを決裁していくというイメージなんですかね。

○ 江崎 I T 推進課長

文書を取り入れて収受起案する、よそから来たやつですね。県とか国から来た文書につきまして電子決裁をするという場合は、電子文書を利用するなら、それはスキャナで取り込むと。そういう手順も必要ということになります。

○ 中川雅晶委員

例えば、市の中で定例の決裁を仰ぐようなものは、もう定例のやつが電子化されてあるということでもいいわけですね。

○ 江崎 I T 推進課長

そのとおりでございます。

○ 中川雅晶委員

決裁権限者は、それぞれの権限に応じてその文書を開いて、決裁する権限はそれぞれの役職に応じて持っていて、その権者しかそれは決裁できないようになっているということですか。

○ 江崎 I T 推進課長

決裁はその人しかできないということですが、説明させていただいておりますように、その段階はどの起案者でも決裁の途中のものを見ることができたりする共有というのが非常に便利な機能でございます、どこまで決裁が進んでいるのかということは誰

でも見ることができます。ただ、おっしゃいますように、決裁するのはその権利のある者だけが決裁できるというふうになっております。

○ 中川雅晶委員

そうすると、例えば、担当者から決裁を仰ぎたいということで稟議とか決裁書を上げますよね。例えば、決裁権者がスムーズというか、適正に決裁しているかしていないか、判断しているかしていないか、ため込んで回さないようなことがあれば、それは誰もが共有できるということですか。

○ 江崎 I T 推進課長

おっしゃるとおりでございます、関係者がその決裁の進捗状況を見ることができます。確認することができますので、例えば、上司のある者が、その決裁がおくれているとか、早く決裁を回しなさいとか、そういうのを常に指導するということは可能でございます。

○ 中川雅晶委員

そうすると、一旦いろんなものの決裁を仰いで一旦文書がスタートすると、それはもうよほどの理由がない限りは、おかしいのは誰かが見ればわかるようなシステムにはなっているけれども、例えば、担当者がいろいろ決裁を上げなきゃいけないのに、それをため込むとか、ほかの自治体とかで支払いがすごくおくれて、外からやいのやいの言われて問題が表面化したり、実は後回し後回しにしているなかなか回せなかったとかというのがあったりとかするということは、その部分はまだそれぞれの所属長がちゃんとマネジメントしなければというところはあるのかもしれないですが、一旦決裁を仰ぎなさいというか、そういう流れに乗っていけばスムーズに共有できているというふうに理解すればいいんですかね。

○ 江崎 I T 推進課長

一旦その流れに乗れば、おっしゃいますように、スムーズに確実に流れていくというふうになります。

○ 中川雅晶委員

なるほど。やっぱりその辺、市役所の業務というのはスムーズに流れていかなければいけないという部分もあるし、不正なものは当然、これはできませんということも大切ですし、でも、やらなきゃいけないこと、ないしは、上司と共有しながらやれるかやれないかという判断を進めていくというのもスムーズにしていかなきゃいけないというところで、電子決裁の効用はよくわかりましたけれども、まだ電子決裁で全てが、安全性が担保できるというわけではないので、マネジメントと後々のスムーズにいくマネジメントのために電子化というのをあわせて進めていただかなきゃならないのかなと思いますし、これって何年ぐらいもうやっておられるんですかね。

○ 江崎 I T 推進課長

ちょっと何年スタートか、申しわけございません。はっきりとあれなんですけど、2回ぐらい、5年ごとのリースを2回はバージョンアップしてございますので、10年以上はたっております。

○ 中川雅晶委員

10年たっているのであれば、その辺少し現場からいろんな声を聞いた上で、改善するなら改善するとか、バージョンアップをするのであれば今度の更新のときに、こういうことを何とか取り入れたいとか、提案をしていただくようにまた工夫していただければなと思います。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

この件に関して、他の委員さん、関連質問ありますか。

○ 早川新平委員

この課題のところで、一番最後に文書の電子化を推進してまいりたいと書いてある。これ、100%にはならんと思っておるのやけど。紙媒体のいい部分と電子化のほうがはるかにすぐれておるといふ長短のところがあると思うんですよね。それはどういう考えなのか。全て100%できやんと思うのやけど、そのことだけちょっと教えてください。

○ 村山繁生委員長

考え方。

○ 江崎 I T 推進課長

紙と電子というのは、やはり委員さんがおっしゃいますように、それぞれメリット、デメリットというのがあるかと思います。紙につきましては保存といいますか、見やすさという意味では、すぐ見れるという利点はあるのかと思いますが、ただ、複数で見るとか、場所を探す、検索する、あるいは、文書に書かれている番号、項目を検索するとか、そういうふうな機能については電子のほうがずっとすぐれているというようなことがございます。

電子化をじゃ、何で進めていくのかといいますと、やはり情報を共有することができる、あるいは、決裁をすぐに上げることができる、それから、保存するときに運ばなくてもいい、あるいは、複数箇所でバックアップ体制をとることができる、安全性が高まるとか、そのようなメリットもございます。その辺を勘案して電子化というのをどんどん進めていこうかとは考えておりますが、ご質問にもありましたように、紙のほうがすぐれているというのがやはりどうしてもございますし、紙しかできないという場合もございます。大きな図面や地図とか、こういうのは我々もどうしていこうか今いろいろ考えていかなければならない課題となっているんですが、そういうものにつきましては、どうしても紙で保存する必要がございますので、その部分につきましては、やはりこれ以上電子化率を上げていくというのは、今のところちょっと難しいなというふうに考えております。そういうメリット、デメリットをきちんと切り分けしながら進めていくのがいいのかなと思っております。

○ 早川新平委員

ご答弁いただいたとおりやと正直思っております。ただ、庁内で、各部局でレベルが違っているということだけは、僕は避けやんといかんなど。情報共有というそっちの部分、紙媒体でいく部分と電子媒体でやるところ、これは、当然基本はわかっているのやけれども、この課は、本来ならこれは電子化でやったほうがええやろうなとかいうラインのところ、そこの設定はやっぱり情報共有をきちっとやっておかんと、これは紙媒体ですわ、他

部局は電子媒体になっていますわということやと逆におくることがあるので、共有はしていてももらいたいなど。別に否定はしていないんですけど、やっぱり長所短所あるので、その意識だけは共有していかんと、かえって後で煩雑になる可能性があるんで、それだけは意見として。

以上です。

○ 村山繁生委員長

意見として承りました。

○ 中川雅晶委員

ここの主要施策実績報告の中にもセキュリティーの強靱化対策の一環として、庁内ネットワークを基幹系と……。

○ 村山繁生委員長

何ページでしたっけ。

○ 中川雅晶委員

50ページですね。

基幹系と情報系に分離をしたため、情報系にある行政内部システム電子化を取り込むことに制限が生じたため紙媒体の取り扱いが増加をし、前年の47.72%の電子化率が平成28年度は46.4%になったということで、さっきの早川委員の指摘もありましたけど、紙媒体にせざるを得ないという状況も、これはセキュリティー上の問題でそうなったということの報告ですよ。それは、例えばセンシティブなものであったりとか、もちろん個人情報に絡む部分であったりとか、もしくは、市の意思決定において非常に外部に漏れるのがまずいようなものの決裁とかという部分は紙ベースでやっていますよというふうに理解すればいいんですかね。これは、例えば、来年度に向けて上げようとしているのか、それは少し見直して、多少電子化率が下がってもセキュリティーを高めようとしているのか、その辺はどうですかね。

○ 江崎 I T 推進課長

電子化率が下がったという原因を載せさせていただいておりますが、少し状況だけご説明をさせていただきますと、ネットワークは、今までインターネットなんかを使うことがございますが、基幹系と申しまして、主に住民情報のシステムとか福祉の総合システムとか、そういう事務を行う、住民向けの事務を行うようなシステムと、それから、情報系と申しまして、職員が使いますきょうも出てきました文書とか財務とか文書管理のシステム——行政内部システムのネットワークの系統になるわけなんです——これらが一緒くたになって今までネットワークを構築しておりましたけれども、分けなければいけないということが出てきましてこれを分けましたと、基幹系と情報系の二つにネットワークを分けましたと。そうすると、ある基幹系にあった情報を使って起案していた、あるいは、情報系に入っている文書を使って起案するというものが、今までは制限がなかったわけなんです、これを分離することによりまして共有フォルダが二つになってしまったということで、文書をそのまま今まで使えたのが、一工夫、一手間入れないと情報系内の文書を基幹系で使うとか、あるいは、基幹系で取り込んだ文書を情報系で起案していくということができなくなったということです。そういう手間といいますか、そういうのがシステム上の制限が少し出てくるということで、紙媒体の取り扱いが前年に比べて1.4倍ぐらいになっているんですけれども、それぐらい紙がふえてしまったということでございます。

セキュリティ上、紙しかできないという、そういうのも中にはあるかと思いますが、そういうことではなくて、電子化の中で決裁していくときに、なるべく紙文書から電子にしていくという考え方は変わらないというふうに思っています。

○ 中川雅晶委員

わかりました。

ということは、基幹系と情報系に分かれたので、それぞれの情報でそれぞれもう一回、今まで共有していたのが、それぞれでつくらなきゃいけない。でも、1回つくと、またそれを使っていくことになれば、徐々にまた電子化率というのは上がっていくという可能性はあるという内容ですね。だから、それに向けて電子化率も上げていくというような方向性であるということで理解すればいいですか。

○ 江崎 I T 推進課長

そのとおりでございます。

○ 中川雅晶委員

わかりました。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

ありがとうございます。

他にこの電子化率についてのご質疑はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、その次は森委員の質問でございますが、資料の配付を求められておりますので、これを許しますので、配ってください。向こうにもあるよね、理事者にも。

理事者のほうはいいんですか。

じゃ、森委員どうぞ。

○ 森 康哲委員

まず、資料を用意していただいた順に質問させていただきますけれども、入札参加者における建築基準法違反を調べていただいたんですけれども、156件、建築基準法違反として認知している中で、入札に参加したのが今回13者ということで、平成28年度は、落札、実際に工事をしたのは28事業だということだと思っておりますけれども、これは、実際に羽津地区内で、今度北警察署が建設されます地区ですね。その周辺に20件集中して建築指導していただいている案件があるんですね。その中の一つの業者がたまたま私の家の前でことし工事をしておったと。それを見た市民が、建築基準法違反の業者を市は工事を出しておるのかと、そういう質問が来たわけですね。だから今回、こういう決算の場で質問することになったんですけれども、そもそも建築基準法違反を認知している業者さんに対して、何で入札の機会を与えているのか、考え方をまずお聞きしたいです。

○ 駒田調達契約課長

私どものほうは四日市入札参加資格停止基準というのを設けておりまして、その中で、今、森委員が言われたように、建築基準法違反で資格停止を与えようとする場合の項目といたしましては、当てはまるというのは、不正または不誠実な行為というところが該当の項目になってくるかと思えます。ただし、こちらの不正または不誠実な行為というものの適用が、統一の見解が中央公契連の申し合わせ事項というので決まっております、こちらの中で、この項目で資格停止を与えようとする場合は、有資格業者の関係者が業務に関して関係する法令違反の容疑で逮捕または起訴された場合に適用するということになっておりまして、こちらの該当がまだ今言われている業者さんはなっておりませんので、私どものほうで入札参加資格を停止していないという状況でございます。

○ 森 康哲委員

これ、何年も前、五、六年以上前から地元の自治会から指摘があつて、この地域に違法建築がたくさんあるので何とかしてほしいという訴えがあつて、建築指導課に動いていただいて指導していただいている案件なんですよ。それが、一方では市のほうで仕事を出していると。これは幾らなんでも市民から見たら、真面目にやっている業者さん、泣いているよと。おかしいと思うのは当たり前なんですけど、この辺、法令遵守推進監、どう考えますかね。

○ 吉田法令遵守推進監

一様にお答えすることが難しいと思います。ただ、今、課長からありましたように、ある一定の基準があつて、それに基づいて資格停止というところがある以上、それをもって、それ以上中に入っていくのは難しいのかなというような気がいたします。ただ、市民感情としてはそのあたりを十分考慮しながら、各課連携をとりながら、入札も含めて業務を進めていく必要があるようには思います。

以上です。

○ 森 康哲委員

十分に改善する案件だと思うんですけども、このままでいいと思いますか、総務部長。

○ 辻総務部長

この資料にもございますように、建築基準法に関して指導でありますとか、やっております。その状態がよいかというと、これは悪い状態であるというふうに考えております。

ただ、一方で、今法令遵守推進監からございましたけれども、まずもってこの基準法上で適正な状態にするというのともあわせて当然必要かなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

業者さんのほうは、俺のところは市の仕事をしておるのやと、何が悪いんやと開き直っておるんですよ。それを聞いた一般市民はどう思うんですか。真面目にやっておるのがあほらしくなりますよ、こんな。行政がそんなんでは困りますよ。今、こんな課題になっているんですから、改善に向けて検討すべきだと思うんですけど、もう一度答弁お願いします。

○ 辻総務部長

まず、その改善に向けて法令遵守なりの指導をしていくのは当然、私ども行政の常であるというふうに、これはもう当然、根本的な考えとしてはそういうふうな考えを持っております。

ただ、一方で、具体的に入札参加資格の登録——これ、県内統一してやっておりますが——じゃ、そこで今のルールで排除できるか、あるいは、立件がされていない段階で指名停止がかかるか、このあたりは慎重に考えないといけない課題かなというふうに思っております。ただ、根本的には法令遵守なり指導をしていかなければいけない課題であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

土木業者さんは特にそうだと思うんですけども、行政の仕事がないと仕事が成り立たないですね。民間の仕事というのは少ないですよ、死活問題になる。これは当たり前のことなんですけれども、ただし、ルールを守ってのことだと思うんです。ルールを守らなくて、いいとこどりで開き直って仕事をしていると。これは、やっぱり正すべきところは正さないと方向性としてはまずいと思うんですけども。県内統一というんですけども、

これは市独自でルールを変えることは、変更はできないのでしょうか。

○ 辻総務部長

もちろん市としての基準、市としての責任で指名停止なりをかけますので、最終的にはこれは市というの間違いございません。

ただし、指名停止というのは非常に大きなことでございます。市によって明らかに任意にというの、十分に説明責任が果たせるような根拠でいかないといけないと思います。そういう意味では、先ほど調達契約課長が申しましたけれども、指名停止基準で中央公契連の申し合わせ事項で入ってございますが、このあたりの事例については、積極的に改めて整理をしたいというふうには思っております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

ぜひ、市民にわかりやすい説明ができるように今後取り組んでいただきたいと思いますので、強い要望にしたいと思います。

次、移ってよろしい。

○ 村山繁生委員長

どうぞ。

○ 早川新平委員

関連で。今の森委員の指摘で、建築基準法違反をしておる業者が公共事業を請け負っておると、こういう指摘が今、私らは初めてなんだけれども答弁を聞かせてもらっておって、そういう指摘があるんだったら、きちんと一遍調べないかんのと違うかな、こういう指摘が現実にあったのかと。森委員が指摘したので。これが例えば、委員が言ったのではなしに、例えば一市民の方でも門戸を広げて、こういう指摘があるのであればやっぱり調査して、自分たちの目で見て因果関係を把握して、コンプライアンス違反をやっておるのか、やっていないのかと。それに対して対策をやっぱりとっていくべきやというふうに私は感じる、強く感じる。

○ 森 康哲委員

それが資料のほうに。

○ 早川新平委員

だから、今その話をしていたので、森委員が指摘したようなところで、私は同調しているほうなので、やっぱり言われっ放しでそれをそのままやなしにきちんと、建築確認に違反しておるとか、そここのところもその業者が現実に行っていてということを確認する義務があると私は思うけどな、行政は。これはあくまでも意見なので、強くそういうふうに感じたので。

○ 村山繁生委員長

確認はしてもらっておると思いますけど。

○ 早川新平委員

当然ね。だから、それはスピード感を持たないかんと思うわ。これが半年、1年かかっておったらまた同じようなことが起こる可能性があるのです。意見しか言えないので、今のところ。強い要望で発言をしました。

○ 村山繁生委員長

それでは、1時間経過しましたので一息入れたいと思います。11時10分再開でお願いします。

11 : 00 休憩

11 : 10 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

それでは、森委員どうぞ。

○ 森 康哲委員

たくさん資料を用意していただいてありがとうございます。検査の内容とかいろいろ資料を取りそろえていただきました。

先ほど委員長の計らいで写真を2種類配っていただいたんですけども、それを見ていただくと、この工事の現場の写真なんですね。崩れた当日、去年の9月20日の台風の影響を受けて米洗川の護岸が両側崩れたと、そういう写真なんんですけども、その写真の中央に業者さんの重機がどんと居座っております、その業者さんの工法自体がどうだったのか。そして、災害が起きて、発災してから業者さんの対応がどうだったのか。その評価が今この資料を配っていただいたように80以上の点数がついていると。どんな評価をしたんだというので決算で検証したいなということで資料を求めました。

この資料を見ますとかなりの点数なんですけども、80以上の高評価というのは年間何件ぐらい出ているんですかね、1億円以上の工事です。

○ 村山繁生委員長

わかりますか。

○ 森 康哲委員

すぐ出ないのであれば、この工事自体は護岸を改修する工事で始まっているんですけども、工期変更と金額変更を途中でしているんですね。もともとこんな重機が川の真ん中に居座るような工事内容ではなかったと思うんですけども、この変更によって護岸に影響が起きたという市民もいるんですよ。だけど、影響があったかもしれないって疑問符がついているにもかかわらず、復旧工事もこの業者がやっているんですね。そもそも災害が起きた場合の工事の復旧の協定を建築業協会と結んでいるはずなんですけども、なぜ協会に依頼をしなかったのか。原因者でもあろうかと疑問符がついているところへなぜ発注したのか。その評価もまたいい評価がついているんですね。うがった見方かもしれないですけども、どんどん自分で仕事をつくっていったのと違うかと疑われるぐらいの見方もできるわけですよ。

○ 村山繁生委員長

どなたが答えていただけるんですか。

○ 稲垣検査室長

答弁がおくれまして申しわけありません。

まず、昨年度の工事で80点以上の工事が何件あったかということなんですが、こちら、トータル535件ある中で評点をつけた工事件数535件あります。そのうちの74件が80点以上でございました。さらに、1億円以上の請負工事でもって80点以上であったものは11件になっております。

○ 村山繁生委員長

まずそのことについて、その後、今、二つ目言われたことには。まずそのことであれですか。もう一つの答弁は。

○ 稲垣検査室長

さらにこの業者に再度、その上流側の工事を請け負わせたというお話ですが、そこについては総合評価でもって入札を行っております。その結果として同一業者がとったという状況でございまして、こちらが業者を指定して施工していただいたというわけではございません。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

そうじゃなくて、発災時、仮復旧の工事をなぜさせたのか。その後の工事ではないんですよ。仮復旧の工事を、本来なら災害協定を建設業協会と結んでおるわけですよね。その一番近い工事をやっておる業者とも当然個人的に協定を結んでおるのは知っていますけれども、原因者かもしれない、疑問符がついている状態でそれを投げかけていいのかどうかを確認しているんです。

○ 駒田調達契約課長

先ほど森委員が言われたように、今請け負っておる業者も市と災害協定を結んでおることが一つあります。それと、こちらは担当課のほうで工事をしておるんですが、こちらが一番すぐに復旧工事をして取りかかっていただけという判断で、そちらの工事の

業者を選定したという経緯でございます。

○ 森 康哲委員

先ほどの説明にもあったように、連絡が数時間とれなかったんですよ。災害が発生して、まず消防団に一報が入りまして、そして、私は消防車を運転して現場に駆けつけて、これはまずいということで119番をして消防本部へ通報したと。その場にもう河川排水課はいましたよ。河川排水課の職員はいました。しかし、工事業者はいなかったんですよ。来たのは発災後4時間以上たってからですよ、連絡がやっととれたのが。そんな業者に何で復旧工事をやらせるんですか。現場を放っておいて、こんな写真の状態ですよ。自分のところの現場がえらい大変なことになっているのを、台風が来るのをわかっている、パトロールもしていないんですよ、警報が出ていて。これ、普通の日の中ですから、当然警報が出ていなかったら工事をやっているわけですよ。それを放ったらかしておいて、連絡が数時間、4時間以上とれない、こんな業者をなぜ信用できるんですか。

○ 村山繁生委員長

どうですか。

○ 駒田調達契約課長

済みません。実際に工事をしておいた資材等の計画もできるというところを河川排水課のほうで確認して、すぐに復旧をやっていけるというところで判断をしたものだと思っております。

○ 森 康哲委員

そんなこと聞いていないじゃないですか。原因者かもわからない、そして、現場管理がまともにできていない、安全管理ができていないのは明白じゃないですか。これ、仮の橋が落ち込んでいるんですよ。子供たち、これ、知らんと通ったらどうなりますか。周辺の住民が知らんと通ったらどうなりますか。大変な事故につながると、つながりかねない事案ですよ。その原因者かもわからない事業者に頼るのは非常に疑問に感じるんですけども。

これは河川排水課の審査の場ではないので、あくまで検査の見方なんですけれども、評

価としてこの82点、これは少し、どんな評価だったのかというのを知りたいんですけども、出ないんですよ、中身は出せないですよ。

○ 村山繁生委員長

この連絡がつかなくて4時間何もできなかったという点に関して、そういう評価の減点というのはあるんですか。

○ 稲垣検査室長

初めにも説明しましたが、その現場対応、あるいは安全管理の問題、連絡体制につきましては、工事成績評定の中では、監督職員の考査評定の中でそちらを判断するという事になっておりまして、ちょうど追加資料のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらの監督職員の考査評定の施工体制といいますのが、評価基準としましては、タブレットの9ページをごらんください。

こちら、施工体制の熱意の連絡体制といいますのが下から3段目にあるかと思います。こちらのほうで連絡体制について5段階で評価をするというところで、この評価については確かに低い評価になっておったということでございます。ただ点数については、申しわけございませんが何点ということはお答えできませんが、低い評価であったということでございます。

それとあわせて安全管理という意味合いで、施工管理のほうは10ページでございます。10ページの上から3段目、施工管理の現場管理の安全管理というところで、現場での安全管理は十分され、作業員や第三者の事故はなかったかというところでの項目で、その状況に応じた対応を評価させていただいているというようなことでございます。

○ 森 康哲委員

じゃ、これ、単純に4点なので、仮にこれがゼロ点だったとしても8点なんですよ。8点足すと9点になるんですよ。

○ 村山繁生委員長

こんなん配点やで。

○ 森 康哲委員

配点ですね。これ、満点4点でもよろしいですね。

○ 稲垣検査室長

4点が監督なので、それを半分にしますので2点になりますね。

○ 森 康哲委員

満点だったとしたら、82点プラス4点ということになるんですね。もし評価が零点として。

○ 村山繁生委員長

その部分がね。

○ 稲垣検査室長

この評価、最低が0.2点になりますし、最高は1点ですね。今回の工事が、評点トータルで82点ということであれば、平均であれば0.8点の評価が0.4なり0.2なりになっておるというようなことなのかなと思います。

0.2になったとすれば、一つの項目の中で0.6点マイナスになりますので、二つの項目で0.6点ということは、1.2点というような意味になりますね。

○ 森 康哲委員

人の命につながる安全管理の点数がこんな低いんですか。びっくりしました。これ、見直したほうがいいと思うんだけど。

○ 村山繁生委員長

配点と評価の点数がわかりにくいな。

○ 早川新平委員

今の稲垣さんの答弁の中で、配点が4とか2とか5とかあって、これだけを見ると、今の中で4点の部分が全然ゼロやというと、私らは4点の最高点がある間で1点なり零点と

いう感覚を持つんやけど、そういう計算式というのは非常に理解が一つしにくいのと、それから、これは理事者に聞くんやけれども、新しい追加資料でいただいたのが、現場の上流がと書いてあるんやわな。上流と追加資料のほうで。

○ 村山繁生委員長

台風の中ではね。

○ 早川新平委員

この、今、森さんから配付をされた壊れておるところというのは、工期のところには入っていないわけですか。そこだけちょっと教えてください。

○ 稲垣検査室長

早川委員からのご質問なんですけど、まず、現場が工事エリアに入っているかどうか。施工範囲としては、ちょうどその写真で重機が入っていますけれども、そこが工事の一番上流の部分になります。さらにその上流の部分は工事の対象外になるんですが、再度森委員からご指摘がありましたこの写真で見ますと、左側に仮橋がかかっていますよね。これが工事の中でかけた仮橋になっています。ですので、この仮橋の管理については、施工業者の管理下のもとにあるというようなことをございます。現場としては、エリアとしては外なんですけど、その外のところで例えばこちら、コーンが並べてあったり、そのあたりの部分については——ちょうど道路に敷き鉄板がひかれて並べてあるかと思いますが——これも工事のほうでやっていますので、管理エリアにはなるのかなというふうには想定しています。

それと点数のほうなんですけど、今、私も舌足らずのところをございまして、例えば9ページの先ほど私が例示で上げました連絡体制のところを見ていただきたいと思います。9ページの下から3段目になりますが、連絡体制で、例えば、それが4点であったとすれば優秀ということで1点になりますね。それがこちら、配点が4になりますので評価値が4になります。その重要度が10%になりますので、そのまま4点が出てきます。こちらは監督職員としての4点がつきますので、最終的に監督職員は4点の2分の1になるので2点になると、そういう意味合いです。

(発言する者あり)

○ 稲垣検査室長

わかりませんか。

○ 村山繁生委員長

ちょっとわかってきた。

○ 稲垣検査室長

ここで、最大8点下がるんじゃないかという森委員からのご指摘なんですが、なかなか全てが満点というところはなく、今回の工事が82点であったとすれば、平均的には0.8におおむね多い少ないがあって並んでおったものだろうと想定すれば、この業者が連絡体制以外の部分で0.8点なりの点数をとっておったとすれば、採点の評価をつけた場合は0.2点になりますので、0.8から0.2を引くと0.6のマイナスになると。0.6のマイナスを掛けると2.4点になりますので……。

○ 早川新平委員

余計わからん。

○ 稲垣検査室長

2.4点の項目が二つあれば4.8点になりますが、それをさらに監督職員ですので2分の1にすると2.4点になるというような意味合い。ただ、今お話しさせてもらったように0.8とか0.2はあくまでも仮定ということでご判断いただきたいと思うんですが、おおむねそのぐらいの意味合いになってくるのかなという例示をさせていただいたところです。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

私にはちょっと理解がようできやんのので、全部は見せれやんとしても、この82点の業者のところの連絡体制配点4と書いてあるところが、これが幾つになったかということだけは出せれる、出せへんの。

○ 稲垣検査室長

申しわけございませんが、そこを一つ出すということは全て出すのと同じことになりま
すので、非表示と今回はさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 森 康哲委員

公開できやんということであるなら、やはりこの項目の配点をもう少し上げていただく
必要性はあるのかなど。人の命につながる安全度、これは、工事をする上にとって安全と
いうのは一番上に来る項目やと思うんですよ。それで安価に工事をしていただく。安全が
あって、なおかつ安価にさせていただく工事だと思いますので、工事評価の上でも、安全と
いうのは一番重要視していただく必要性はあるのかなど。その評価の点数がちょっと低過
ぎるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の認識はいかがでしょうか。

○ 坂口検査監

検査監、坂口です。

済みません。追加資料の15ページをごらんいただけますか。

私ども、検査室の配点に関しまして、こちらの15ページの県の配点でございますが、こ
ちらの2番の施工状況の3番に安全対策という項目がございます。そこで監督職員の最高
点が5点というふうになってございます。私どもはこの辺のところも、県のほうの基準等
も確認しながら、市としましては4点ここに付けておるということで、この辺の点数の多
い少ないが、評価はちょっと少ないんじゃないかというところもございましたので、そう
いったところで確認をさせていただいて、市としては最高点が4点ということで設定をさ
せていただいております。

○ 村山繁生委員長

それが、県は5点で市は4点ということで、森委員が言われるのは、市のほうも安全管
理の部分の配点をもっと高くすべきじゃないかと言われるんですけど、その辺の考え方は
どうですか。

○ 坂口検査監

今ご指摘いただきました市の点数が低いんじゃないかというところも、今後ちょっとその辺のところでも検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

検討していただくということですが、森委員、どうぞ。

○ 森 康哲委員

当たり前の話なんですよ。安全度を重視するのは当たり前で、その上で、説明責任が僕らにはあるので、きちっと市民に対して説明をしていかなあかん。その説明がしづらい、今の状態では。数字も教えていただけない状態なので、非開示の部分は説明ができませんというしかないですし、じゃ、今後、安全度の評価はどうなんだと聞かれた場合にこういう方向性ですというふうに答えられるようにしていただきたい。

以上です。

○ 村山繁生委員長

この項目で関連するものはございますか。よろしいですか。

それでは、追加資料についての質疑はこれで終結いたしまして、あと、総務部の関連部分の質疑をお受けしたいと思いますのですが、いかがですか。

○ 森 康哲委員

人事のところなんですけれども、さきの消防本部のところ、北部分署を今後整備していく上に当たって、条例定数がこのままでいいのかというので、この総務常任委員会のほうから委員長報告としてふやすべしという合意がなされて、委員長報告に書くのをみんなで合意をとったんですけれども、総務部として、今、消防本部は361名――41名を2年前にふやしていただいて――で運用することになっているんですけれども、南部分署はこの4月から開署しまして、そこの救急出動が中央分署に匹敵する出動回数があると。中央分署は消防車と救急車の同時出動ができる体制を組んでいて、南部分署はどちらか一方しか出動できない。人員が少ないんですね。もっとふやさないといけないんじゃないかというところから皆さんで議論をしていただいて合意に至ったんですけれども、人事部としての考え方をお聞きしたいんですが、今後、消防本部のほうからそういう要望が上がってくる

と思います。議会からもそういう指摘をさせていただくんですけれども、人事部としてはどうお考えでしょうか、お尋ねします。

○ 川口人事課長

職員定数、条例定数も含めまして職員の数につきましては、今回、消防職員の数ということでございますので、消防本部のほうで市全体の消防配備の状況ですとか職員の配置状況といいますか、適正化なり最適化といいますか、そういった観点でご議論されるものだというふうには考えてございますが、その協議、議論の結果を踏まえまして、必要に応じて全体として条例定数の改正が必要かどうかというような話を協議していくというふうな形になるものというふうに考えてございます。

○ 森 康哲委員

実際には、またこの平成30年4月に北部分署が開設になる。そして、消防の広域化、通信指令室も含めてどんどん広域化をしていくと。他の市町との連携、それと、消防、救急の高度化を求めていくに当たって、東京消防庁への出向や他の市町の事例を研修として1年、2年かけて学んでくる制度、あと、医療行為にも——救急救命士に当たっては看護師さんもそうなんですけれども——救命率を上げるために医療行為の分野にも今後踏み込んでいくと。そうすると、研修を積み重ねる必要があるんですね。通常業務に当たる時間がそこで少なくなってしまう、そうすると人員不足に陥ると、そういうことも懸念されますので、そういう消防の独自のいろいろな業務の多忙化にも少し理解をしていただいて、人事のほうも耳を傾けていただきたいと思います。

市全体の方向性としては、今後はどういう見通しなんですかね、人事的に。正規の職員をふやしていく方向なのか、また、今までのように臨時職員や再任用で調整していくのか、その辺どういう方向性なんですかね。

○ 辻総務部長

行政職も含めて全体の考え方ですけれども、平成10年に行財政改革大綱をつくっていただいて、平成9年度の職員数が3343人おりました。その後、楠町との合併で約100人ふえました。その間、保健所政令市にしましたが、強力に行革を進めまして、いつときは2500人台まで行ったと思うんです。これは、まず骨格といいますか、スリムにしたと。

今の考え方ですが、特に技術職でありますとか専門職を中心に、ここ数年、やはり人材はきょう雇ってあしたというわけにまいませんので、10年後、20年後に人材といえますか、効くということを十分考えまして、専門職を中心にここ数年間、積極的に採用活動をやってきております。ただ、一方で、じゃ、全部ふやしていくかと申しますと、やはりスリム化する部分は当然スリム化しないといけないと思っております。反面、必要な部分には配置する、そのためにやはり合理化する部分はしたい、そのように感じておりますので、この点について、全体の方向についてはそのように考えてございます。

消防につきましても、320人から361人にしたとき、41人お認めいただいたときに、南北分署の要員、救急ワークステーションの要員、加えて、要望の要員がこうこうで必要ではないかというご説明を申し上げて定数条例の改正をお認めいただいたという経緯がございます。今回についても、南部分署、5カ月で8月までで560件を超えるような救急出動件数というのは把握してございます。ただ、一方で西南出張所がありますが、南署のトータルでも若干ふえていますけれどもそれらも踏まえて消防のほうできのうもご答弁を消防長が申し上げていたと思うんですが、適正な消防力の配置を考えていくと。当然その中で人員が必要であればもちろん精査は、不要な部分は当然ない状態にして定数条例改正などをまたご審議賜るのかなというふうに考えてございます。ただ、当面は北部分署の開設をまず第一に考えておるといふのを聞いておりますし、あわせて、今、消防中央分署のときに292名だったかな、それを320名に増加した。今回も41人増加していくということで、やはりそれも、採用についても、四日市の消防、高い評価をいただいておりますというのは、それだけの人材なり育成をしておるといふこともあって、当然指導する人員であるとか、それはキャパがあると思いますので、そこも横目にしながら計画を立てていかないといけないのかなというのをおもわして思っておりますが、いずれにしても消防力の適正配置、その中で適正に人数の議論をしていくべきものであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

きのうも消防の議論で一番ひっかかったのは、救急車と消防車が同時出動できない状態がどうなのかというところなんですよね。今の救急出動自体は、今部長が説明されたように、西南出張所が減って、その分が南部分署に行っているんだよと。確かにそういう部分はあると思います。しかし、されながら同時出動の案件というのはふえる一方で、どうい

うケースかという、例えば交通事故で、3人の救急車の隊員だけでは事案が解決しない場合、消防車を同時出動させて安全管理と、また、救出活動に当たるというケースがふえている。それと、マンションとか高層の階数の救急事案、これに関しても、急病患者を搬出するために人員が必要であると。3人救急車に乗っていくんですけども、3人では足りない、そういう事案に対して消防車も同時出動して人員確保をしていくと。そういうケースに当たるために、今の南部分署からでは同時出動はできない体制であると。より市民の安全度を高めるためには人員をふやす必要性があるんじゃないかというのでここで合意がとられたと。そういう経緯も踏まえていただいて議論していただきたいなと思います。

そして、全体の――これは決算の分科会なので、全体の人員のことなんですけれども――以前も課題になっていた技術系の高卒の人員の確保、これがやはり、特に四日市の高校からの採用がほとんど見込めないというのが課題であるというのがあったと思うんですけども、その辺の解消に向けての動きはどのようにされているんでしょうか。

○ 川口人事課長

高校生といいますか、特に技術職につきまして、なかなか採用、応募者が少ないという中で、職員確保に苦勞しておるといような状況でございまして、以前にもご指摘はいただいておりますが、例えば四日市市内の高校でございましたら、四日市中央工業のほうにインターンシップの受け入れをさせていただいておるとか、それから、毎年市内の工業高校、四日市中央工業、四日市工業ともに、こちらから出向きましていろんな校長先生や就職指導の担当者とお話をさせていただいた上で早い段階から――3年生の就職の寸前でそのような話をさせていただいても、なかなか生徒さんにとっても選択をするというのが難しいというようなこともございましたので――公務員という職があるんですよと、こういう職なんですよというような形で、2年生なりというようなところでご紹介いただくという部分も含めて、そういった形で市内の高校等につきましては努力のほうをさせてきていただいておりますが、最近では何とか採用のほうも、少ない数ではございますが受験いただいておりますので採用させていただいたというような事例も出てまいりましたので、少しずつではございますが改善はできておるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

二、三年前はゼロが続いていたと思うので、いい方向に来ているのかなと少し期待を今持ちました。ぜひ地元の子供たちに地元で定住して働いていただくと、そしてまた子育てできる環境も今市長が一番に掲げていることですので、その施策に沿った人事も期待しておりますので、ぜひ軌道に乗せて頑張ってください、これはもう期待しています。よろしくをお願いします。

○ 村山繁生委員長

ちょっと森委員の関連で、実績報告書の37ページになります。

全国特例市39市のうち、少ないほうから数えて職員数が14位になりましたと。これだけ減らしたんやぞというふうに書いてあるけど、ただ、少なけりゃええというものでもなくて、やっぱり先ほどの森委員と部長とのやりとりの中にあっただように、スリム化とか効率化も大切ですがけれども、やはりそれだけではあかんし、どうしても必要なところには要るわけで、そしてまた残業の件も、これまで資料にも出してもらいましたがけれども、まだまだ過酷な残業をされているところもあると思うんですよね。そういったことでスリム化と効率化、その他いろんなことがありますけれども、全体的な職員数のこれからの考え方を大枠でちょっとお聞かせいただけませんか。

○ 辻総務部長

先ほどと若干答弁が重複してしまいますけれども、基本は、必要な部署については将来に、10年後、20年後に中堅なり管理的な職員が、今とらないと10年後の施策に効いてしまうというような認識で、必要な部門についてはきちっと配置をしていくと。一方で無駄、無理、むらは省いていくという、これは、そちらをとるためにも必要かなと思っております。先ほどは平成10年の行財政改革大綱と申しましたが、ちょうど楠町との合併がありました平成17年、18年ごろに集中改革プランというのが全国的にやられています。今、近年特に技師を中心に積極採用をしておりますので、現在は、今、集中改革プランの平成17年、18年ぐらいのレベルまで若干戻ってきてございます。ただ、基本ベースは、必要な部分にはきちっと将来に影響があるという認識でとっていきたい。そのためにも合理化できる部分は合理化していきたい。あわせて考えていきたいと思っています。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

確認なんですけど、残業のほうは、平成27年度、28年度は改善されているという認識でよろしいでしょうか。

○ 川口人事課長

昨年度いろいろ、7月に時間外の対策本部を立ち上げて、市として全体で時間外の解消というふうな形で取り組んでまいりました。特に11月に再度本部のほうを開いて、特に時間外の多い職員——これは月100時間を超える職員ですとか、80時間を連続ですのような職員——につきましても、原則禁止というふうな形で頑張ってもらったわけなんですけど、そういうこともございまして、昨年度の後半から今年度にかけてというところで見ますと、特にたくさんの時間外を行った職員というのは、その前の年から比べて半分以上削減をさせてきたというところがございます。時間数にしましては、全体的には多少減らしてはきてございますが、総時間数といいますか、業務量自体が大きく減ったということではないということで、そこら辺のあたりはまだこれから努力が必要かなというふうには考えてございますが、特に職員に対して大きな負荷を与えるというような長時間の時間外については、かなり削減が進んだのではないかとというふうに考えてございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

その辺のこともぜひ、またよろしく取り組んでいただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

○ 早川新平委員

主要施策実績報告書72ページ、選挙啓発費、タブレットのほうは17ページにあるのやけれども、明推協、明るい選挙推進協議会との意向で啓発授業を行いましたとずっとあって、その成果と課題というのをちょっと聞きたいんですけど。理由としては、これ、結構なお金を使っているんやけれども、その成果、それから啓発事業をやって、高校生にもやっつての課題。これは、最終的には投票率を上げるというのが大きな目標やと思っているんですけども、成果並びに課題を教えてください。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

先ほど早川委員のほうからは、明るい選挙推進協議会の啓発事業の成果についてご質問をいただきました。

明るい選挙推進協議会につきましては、市内の各地区に委員さんがおりまして、地区で行われる体育祭とか、あるいは文化祭等のイベントで啓発物資を配るなど、選挙についての啓発をしていただいております。また、選挙の期日が告示された日なんですけれども、四日市市の近鉄四日市駅前で街頭啓発事業に参加、ご協力をいただいたりというような形で、広く市民に啓発をしていただいているところです。

啓発事業の成果なんですけど、図るのものといいますか、これをもってこの成果というのはなかなか見えにくいところでありますので一概にちょっと申し上げにくいところはございますが、昨年、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたということもありまして、その辺を主眼にして選挙啓発をしたいというふうに委員さんのほうからの申し出がありまして、配布物資にそういった内容の「選挙にイコウ18歳」という標語を書いて啓発を進めてまいりました。それだけではないんですけれども、全国的に同じ傾向ではあるんですけれども、参議院議員、市長選挙、それぞれ10代の投票率が高かったというようなこともありますので、なかなかこれがとすぐには言えないんですけれども、そういった形で若者に向けた啓発では意義があったのかなというふうに感じております。しかし、なかなか投票率が上がらないというのは、四日市市だけではなく全国的な傾向でありますので、この辺、真摯にこの状況を受けとめて、もっと効果的な啓発方法を考えていかなければならないなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

今、上村さんが説明していただいたのはここに書いてあることなので、現実には。課題というのは大ざっぱなんですけど、本当に投票率を上げるならこうやって啓発していくのは大事なことなので、これは別に異論はないんですけれども、投票所が61カ所とか、これはほとんど変わってなくて、地域によっては人口形態が変わってきて、30年も40年も前から同じような投票所とか、それを前も指摘をすると、いや、期日前投票所でいうところがあるんやけれども。確かに期日前投票所もふえているのはふえているんやろうけども、当日の選挙が一番投票率が高い。だから、そういったところも踏まえて、啓発だけではなし

に、特に去年、市長選がちょうどあったんやな。あのとき、4年前は34.9%で、今回36%で、2ポイント上がった。これは多分そちらのほうでは把握しておると思うけれども、誰がやって、年齢が幾つのあれがあるのか、そういうのをやっぱりきちんと分析をして、啓発をやりました、だから18歳、19歳がどれだけ伸びたかとか。運動をやってもらうのを否定してはいないんだけど、何でもやりましょうではなしに、理事者の方は他都市も全国的にとかそれは全国はええで、四日市だけでも上げるという、これ、大事なんですよ。よそのあれが、みんなで渡れば怖くないって、こんなばかなことはないので、独自に明推協でも一生懸命やってもらっているんやろうけれども、一過性になって。特に、僕は今回の市長選、2ポイント上がったけれども、選挙のときの対立軸とかいろんなところがあって、今回やったら40%を超えるべきやなと思っておったんやけど、18歳以上になっているので。結果としては上がっていない。そういったところをやっぱり分析してもらって、確かに答弁していただいたように、課題とか成果って見えにくいところなので、だから、なおさら手探りでやっていかなあかんところはあるんだけど、啓発しました、それでおしまいですということではなしに、投票率を上げるという目標であれば、投票所のあり方というのも踏まえて考えていっていただかないと、旧態依然としたところの投票所の場合、特にうちは一つの例として見ているのが、投票所に行くのに、車が対向もできなくて1台ぎりぎりやから怖いというのが、新しい団地の方とかマンションの方たちはもう行かない。それを言うと大概、期日前投票に行ってもらえばいいんですと。そうじゃないんだよな。そういったところもやっぱり、投票率を上げるという目標で、例えば、じゃ、次回は40%ですという目標を一つ立てて、そのためにはどうするかということも戦略を立ててもらいたいというのがあって、投票所がなかったらできへんのやで。だから、今まで投票率の一番高いところというのは高齢者のところやと思っています。そこの投票所へ行くのにも、その方たちは歩いて行けなくなってきたとか、そういったところも全部トータルで考えてもらわんと、結構なお金を使っていただいているので頑張っていたきたいなと。それこそ答弁いただいたんやけど、これというものが無いので、暗中模索型で手探りでやってもらっているんやけれども、何か画期的な。ずっと一緒でしょう、ティッシュ配ったり、同じことをやっておるんやな、ずっと。だから、そこら辺のところ、電子投票とかいろんな形も考えていっていただく、四日市独自でやるとか、そういったところはまた考えていただきたいというふうに思います。

意見としか言いようがないんやけど、ただ、先ほどの上村さんの答弁をいただいて、成

果、聞く人やけれどもわからへんのやわな、だと思えますやろう。課題はわかるので。だから、決算やから、このお金で有効でしたかということしか言えないんだよな。もっとほかに考えてみえることがあれば、一つ、二つあったら、部長が答弁してくれるそうやで。

○ 辻総務部長

ご提言ありがとうございます。重要なことをご指摘いただきました。

もちろん投票環境の整備。これは決算から離れてしまいますけれども、一番多い常磐第一がもう1万人に近づこうとしていますので、これは何とでもしたいということで、今、精力的に汗をかいております。

それと、特に昨年度、平成28年度、あるいは今も引き継いでいますが、今ターゲットにしていますのが全体的な投票率は低いですが、その中でも若年層が極めて低うございます。そういうことで、今18歳になったこともありまして、新有権者にはがきというか、個別に送るようにしています。あるいは4月、統一ですと下宿で引っ越したりしますので、急なところですので、その方には案内したりします。特に最近力を入れているのは、高校生をターゲットにこれは戦略的にやっていますけれども、この夏休みも市内の各校をターゲットにして、あるいは集まっていただいてやっていますが、そのあたりの関心の喚起でありますとか、そのあたりが非常に大切かなと。それがすぐ、あした効くかどうかは別としまして、やはり高校生、このあたりを今、全体の啓発の中でも特に若年層の対策として取り組んでおるところでございます。

○ 早川新平委員

最後にします。

個別で啓発はがきを出しましたよね。出しっ放しで、その人たちが行ったか行っていないかわかっていないの、わかっているのか。そこだけ教えて。何で聞いたかという、やりっ放しで後はどうでもない、成果があったかないかも分析しておらんなら意味ないと思うんやけど。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

昨年度からはがきを発送しましたんですけれども、ことしの1月に成人式をやった子たち、19歳だったんですけれども、昨年7月、参議院議員選挙前に18歳、19歳の子、新た

に選挙権を持つことになった子たちにはがきを発送しておりました。ですので、成人式に来場した子たちにはがきを送っていますので、その子たちは100人程度なんですけれども、ちょっとお話を聞かせていただきました。数字ははっきりと申し上げにくいんですけれども、はがきが届いたのを覚えている方と覚えていない子の割合で選挙に行った感じを見ますと、はがきがついたということを知っている子のほうが選挙に行ったという人数が多かったというような感じだったので、そういったような感じでの確認しかとれないです。18歳、19歳の子たちにはがきを送っているんですけれども、参議院議員選挙、市長選挙、それぞれ18歳、19歳の子が20代の子と比べると投票率が高かったので、若干その辺も効果があったのではないかなというふうに、今ちょっと考えているところでございます。

○ 早川新平委員

ないかなというあくまでも予想やと思っておるのやけど。何枚送ったん、それだけ教えて。啓発はがきを送ったって書いてあるのやけど、枚数がわからんのや。それで100枚程度の回答では。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

主要施策実績報告書の73ページをごらんいただきたいと思います。

○ 早川新平委員

こっちに出ておるのか、こっち側か。

8182件な。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

これが件数になります。

○ 早川新平委員

それで100人ぐらいなんやね、聞いたのが。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

成人式の会場で。

○ 早川新平委員

そこはきっちりやらんといかんかな、一遍確認ぐらいは。それはすべきやと思う、出しっ放しではいかんと、どんなことでも。やったら、それだけの成果があったかどうか、そこだけでもわかるじゃないですか。例えば、そこで70%行ってもらったなら出した効果があったし、同じように40%ぐらいなら余り効果がないなというところがあるので、それだけは、分析はきっちりとってください。

○ 村山繁生委員長

済みません。ちょっと昼を回りましたが、私も会派から言われてきたことで一言だけちよつと関連で。

市長選挙においても、啓発事業数が、目標が16事業で実績が18事業とふえたにもかかわらず、実際には投票数が上がっていないと、18歳に下げられても。今答弁の中に若年層のほうはぐっと少ないんやという投票率がありましたけれども、高齢者の投票率がいいといっても、高齢者でもそれは元気な人はほとんど、投票数はよろしいやろうけれども、行きたくても行けないという人も結構みえるんですよね。それで、例えば浜田のところだと、国道23号を渡ってよう行かんわという人も結構いるらしくて、そんなことで実際に行きたい、投票したいけど行けないという人も、なかなかたくさんいらっしゃるということで、移動式の投票所を考えられないかということをお聞かせなすけれども、そういった考え方はあるのかないのかだけちよつと教えてください。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

移動式投票所ですけれども、昨年の参議院議員選挙で実施をした事例とかがありました。それはよその県なんですけれども、実際に実施したところは、非常に小さな自治体がワンボックスカーのようなものを使って移動投票所という形でしていたという事例がありました。四日市のような大きな市になるとなかなか事例もなく、四日市の規模で実施するというのはかなり課題が非常に多くあると思いますので、今後研究はしていかなければならないかなと思いますが、現実的には非常に難しい点が多々あるかと思っていますので、他市の状況とか検討状況もいろいろ聞きながら研究を進めてまいりたいなと思っております。

○ 村山繁生委員長

検討項目に入るというだけのことですね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

その研究を進めていくということです。

○ 中川雅晶委員

委員長、最後にちょっといいですか。

2点だけですので答弁は求めませんが、先ほどの若い人、高校生、大学生の、特に大学生なんかも県外の大学に行ったら、住民異動せずそのまま行っているんですね、四日市大学もそうですが。だから、投票権がどこにあるのかということも含めて、どういうふうに投票したらいいかというの、もう少しホームページでわかりやすいというよりも興味を湧くようなホームページにするというのが大切やなと思いますし、やっぱりこれは、例えば高校生とか大学生に意見を聞きながら、人によってラインスタンプとか、ラインでわかりやすい——それはアプリなのかホームページのあれなのか、いろんなやり方があると思うので——ぜひそういう当事者の声を聞き入れた選挙管理委員会のホームページというのをつくっていただくということの要望と、先ほどの委員長の話ですけれども、これも総務省からも3月28日付で投票率向上に向けた取り組みの事例というのがもう出ているんですよ。この中には先ほどもありましたように共通投票所の設置、それから、大学や商業施設等への期日前投票所の設置、そして、期日前投票の投票時間の弾力化、繰り上げ、繰り下げ、これも緩和されているのでの部分と、それから、先ほど言われた投票所等への移動支援というところで、さっきは出前のやつをおっしゃっていましたが、ほかの自治体では、例えばその時間だけコミュニティバスであったりとか、タクシーで支援をしているという事例もあるので、どれがいいのかも含めて、ぜひともこういうところも具体的に、いや、できませんじゃなくて検討いただきますように意見だけ言っておきますので、報告書によるしくお願いします。

○ 土井数馬委員

僕も意見だけですけれども、政策推進部のときにも言ったんですけれども、やはり決算ですので説明というのがあるんですけれども、成果がやはり聞きたいわけで、さっきも委

員がおっしゃっていましたが、成果が聞きたい。

それとはがきの件ですけれども、後追い調査ももちろん大事なことですけど、往復はがきでもしたらどうですか、一気に。アンケートをとるのも一緒ですので、成果もわかるし。出して返ってこないところは、返ってこないところにまたアポイントもとれるだろうし。そんなこともまた考えていただくようお願いをしておきます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

○ 太田紀子委員

以前からちょっと言われていたんですけれども、書面で投票するときに、余りにも内容が難しいというか、書く項目、読む項目が多過ぎて、せっかく投票しようという気持ちがあってもなかなかそれを読みきれない、理解しきれない、もっと簡素化にならないものかという、そんな声を頂戴していましたので、また研究していただいて簡素化に努めていただきますようお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他によろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、暫時休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

12:09 休憩

13:00 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

皆さんの中でご発言のある方はどうぞ。

ありませんか。

なければ、ちょっと先に私、会派から預かっていたやつをちょっとやりますわ、簡単なところから。

済みません。実績報告書42ページの恩給及び退職年金費というところで、たいいんりょうと読むんですか。

○ 川口人事課長

そのとおりです。たいいんりょうといいます。

○ 村山繁生委員長

これ、恩給なんやろうと思うんやけど、1人で7万8400円、どういうお金、これは。

○ 川口人事課長

退隠料と申しますのは、いわゆる国でいうところの恩給ですね。共済制度ができます以前の分ということで、いろいろな公費でその分が出ておったというようなものでございます。今、四日市市でその分が出ておりますのは、退隠料といいますのが基本でご自分でかけておったという分でございますして、遺族扶助料と申しますのが、いわゆる遺族年金に当たるものでございますが、そういう形で退隠料がお一人、遺族扶助料というものが3人で、今、支出のほうがございます。

○ 村山繁生委員長

さっき出た遺族扶助料が3人で308万円なんですけど、これは平成28年度分の金額ということですよ。この3人が亡くなったと、平成28年度にということですか、これは。

○ 川口人事課長

そうではございませんでして、いわゆる遺族年金でございますので、例えば旦那さんが以前公務員であったというような方で、その旦那さんが亡くなった場合の奥さんが今ご存

命という形で、その方に対して遺族扶助料という形で年金が支給されておるということでございます。

○ 村山繁生委員長

それが平成28年度は3人だったということなんですか、そうですね。

平成28年度はそうですけれども、この人たちの金額というのはこととして終わりなのか。それとも、ずっと今までのものがどうなっていておるのかということなんですけど。

○ 川口人事課長

基本的には公的年金の完済にあわせて年金の額というのが変わってまいります。平成28年と平成27年で完済でございますので、同一の額を支払ってございます。

○ 村山繁生委員長

同一の額だけど、平成27年度はちなみに何人で幾らだったんですか。

○ 川口人事課長

対象者がこれ以上ふえることはないといいますか、変わることはないということで、今受け取っていただいている4名の方がお亡くなりになりますとその分が減るという形でございますので、前年度、ここ何年かはこの4名の方、変わらずという形で続いてございます。

○ 村山繁生委員長

その対象者というのがようわからんのやけど、もうふえないってどういうことなんですか。

○ 川口人事課長

昭和37年12月、今の地方公務員共済組合法というのができまして、いわゆる今の年金制度が事業主負担と本人の掛金によって年金が支払われるという公的年金の制度ができたわけなんですけれども、それ以前に公務員であった方の年金というものが恩給制度という形で残っておるということでございますので、今後は……。

○ 村山繁生委員長

それ以前の方だけですね。そうすると、もうずっと、この人たちがお亡くなりになられるまではこの金額はずっと続いていくということですね。わかりました。

すみません。申しわけありませんでした。

ほかにどなたかありませんか。

○ 中川雅晶委員

これは会派でぜひということであったもので、法令遵守というところで、直接決算と関連があるかというとなかなか難しくなるんですけど、先般の一般質問の中で、児童発達支援センターあけぼの学園の相談支援専門員の利用計画に際してのアセスメントの継続とかモニタリングとか、面談の必要性があるにもかかわらず、せずに報酬請求をしているというところで、その是非については県や国に問い合わせをして、まだ結論が出ていないような話だったんですけど、問題は、民間業者も同じように申請をするわけですが、民間に対しては厳しく指導したりとかするのに、公設公営のあけぼの学園からのものに対してはチェックがなかなか入っていないとか、法令遵守に関してかなり問題であるのではないかなと思います。そういうところ、例えば、総務部としてどのような形でこれから法令遵守を含めた是正をされるのかということだけ確認をさせていただきたいというふうに思います。

○ 辻総務部長

まず、一般的な法令遵守、これは当然でございます。一般質問でございましたあけぼの学園のものについては、今、本会議でもこども未来部長が答弁してございましたけれども、そのあたりで問題があるのかどうか、そのあたりを今確認しておるというふうに聞いてございます。仮にその前提で非違行為があるのか、職員に対して処分なり法令遵守ですとになりますと、非違行為があるのか、あるいは、職員個々の責任はどうかという具体的な検討をしないといけませんので、まずは今、問い合わせの状況を待った上での判断になろうかなというふうに思います。

○ 中川雅晶委員

それは判断を待てばいいと思うんですけど、私が思うのは、これはガバナンスの問題で、そういうチェックが、マネジメントが働いていないところが一番課題なのかなって。これ、外から、市民から見れば、民間には厳しいのに仲間同士は甘いんやなど。これを思われてしまうと、やっぱりこの事業自体が成り立たないので、そういうところ、ちゃんと民間からも、それから公からもこういった報酬請求がある場合は、どのようにガバナンスをしていくかということ、この事業だけにかかわらず、こういった事業がないように、やっぱり総務部として法令遵守という意味でもガバナンスが働くようにチェックしていただかなきゃならないかなと思いますし、これはもうこども未来部だけの問題ではなくて、全庁的に対応していくという市長の答弁もあったので、ぜひそういう部分では人事の部分、それから、法令遵守の部分ではその部分もかかっているんで、ぜひそういうところも今後ないようにチェックをしていただくようお願いしたいと思いますが、最後に所見だけお伺いしておきます。

○ 辻総務部長

自治体として法令遵守の一番ベースになる根本です。一般論で恐縮ですが、今、ほかのものも含めて、早い段階で個々で判断するのではなくて、早い時期に情報を共有して組織で対応すると。それと、私どものほうでも、今横におりますけれども法令遵守推進監、または弁護士資格を持つ法務専門監もございます。全庁で早い時期に情報を共有し、組織として対応するという中でしっかり対応していきたいと思います。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

この案件も障害者総合支援法、これは児童福祉法に基づいての事業ですけれども、平成24年からスタートして3年間ぐらいの猶予があったんです。でも、平成27年から本格実施なわけで、きのうきょうの話ではなくて、ずっとこういうことが経過をしていて、3年間の試行期間であったりとか猶予期間を経てその後どうなのかということも十分に沿えた法律の趣旨に基づいてなので、やっぱりそういうことも行政としては踏まえた上で対応いただけるように、そういうような指導ができるような形で進めていただきますようお願いをしておきます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

なければもう一つ、ちょっと確認なんですけれども、さっきの競争入札のことなんですけれども、消防車とか、ある程度業者を絞って入札しますよね。そういったあらかじめ業者を絞った一般競争入札をするのは、ほかにもいろいろあるのかどうかということをちょっと聞いてくれと言われたんですけど。

○ 駒田調達契約課長

物品とか業務委託に関しては、現在、指名競争入札で行っておるのが主なところでございます。そちらについては、各受注した実績でありますとかそういうものを見て、一応契約額に応じて業者数のほうをあらかじめ決めて入札のほうをしておるという状況でございます。

○ 村山繁生委員長

じゃ、指名競争入札ではなく一般競争入札のほうはどうですか。

○ 駒田調達契約課長

一般競争のほうは、工事に関してはほぼ一般競争入札で行っておるんですが、業務委託等は、業務の内容が多岐に渡ったり、得意不得意の業者もありますので、なかなか一般競争というのはとりづらいというところもございまして、特定の業種に限っては一般競争入札で行っておるんですが、ほとんどは指名競争入札で行っておるという状況でございます。

○ 村山繁生委員長

わかりました。

それと一番下に、市内業者入札参加機会を拡大するために入札制度の改善を行ったというのは、中身だけちょっと教えてもらえませんか。

○ 駒田調達契約課長

こちらは、主に工事の関係でございますが、今まで市内に発注をということで重点的に

出しておったんですけれども、今年度の6月に入札の参加条件のほうをより市内に出すように変更いたしました。例えば路面標示であるとか、大規模な電気工事、こちらのほうを今までは県内等を出しておったものを市内に出すような形で、競争力を担保した上で市内の業者に出せるような形で入札制度のほうを改正したところでございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

○ 森 康哲委員

入札のところで、消防本部のところでも言ったんですけれども、高規格救急車、今13台、四日市市は持っているんですけど、全て日産なんですね。全国の事例を見ると8対2でトヨタなんです。何でと聞いたら価格が安いからと。じゃ、何で全国とこんなに開きがあるのと聞いたら、その仕様がまず違うと。仕様のところで、やはり日産は20年前の設計の車を入札の車として出してきたし、トヨタはハイエースで新型を出してきた。それで170万円ぐらいベースの金額が違うんですね。そういうところも入札の仕様で、きちっと全国の比率ぐらいにはなっていないと、トヨタがゼロで日産ばかりというのも何か変な感じを受けるので、それも入札のところできちっと把握していただいて、今の現状に合う、また、安全性とか耐久性とか、20年前の規格とはまた変わっている部分もあると思うので、その辺も加味するような入札制度にしていきたいと思いますが、何かあれば。

○ 駒田調達契約課長

消防車のほうなんですけど、こちら、仕様を消防本部のほうでつくって私どものほうで入札しているんですけど、こちらもきのうもご議論されたということは伺っておりますので、そちらももう一回消防本部のほうと検討して、より公正な入札になるような形で心がけていきたいと思っております。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがですか。

それと、もう一つ聞いてというのが、実績報告書41ページの公平委員会なんですけど、目標が8回で実績も8回、回数はいっておるんですけど、中身がどうなんやということなんやけど、何か私もようわからんのやけど、何を一番主眼にして、研修の中身をちょっと教えてもらえませんか。

○ 清水総務課長

公平委員会につきましては、職員に対する不利益な処分等の裁決等を行っていただく機関としまして設置いたしております。指標としましては、委員の方3名の研修参加ということで8回ということで置かせていただいております。そういったところで研修に参加していただいた数、平成28年度は8回ということでございます。こちらにつきましては、全国の公平委員会の研修でありますとか、三重県の公平委員会での研修、そういったところに参加いただいておりますという回数になります。

○ 村山繁生委員長

済みません。もう一度最初の部分だけちょっと、不利益な何でしたっけ。

○ 清水総務課長

公平委員会の所掌事項といたしまして、職員に対する不利益な処分についての裁決、決定と、そういったことを行っていたりとか、職員の苦情の処理、そういったことを行っていただく機関でございます。

○ 村山繁生委員長

済みませんでした。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

41ページの人事課の効果的な人材活用を図るところで実績報告をいただいているんですけど、これは自己申告による職務満足度というところで、75%以上の満足度が目標で、実績は72.3%で平成27年度が73.5%というふうになっているんですけど、例えば、部局によってとか課によってばらつきとかというのは大分あるんですかね。

○ 川口人事課長

職務満足度といいますのは、部局別ぐらいではちょっと調べるようにはしてございまして、多いところで80%以上というところもございまして、低いところだと40%台というようなところもございまして、部局によりまして人数の少ない部局もございまして、そうなりますと、1人に占める割合が大きいということで、パーセントが難しいところはございますが、平均して4人に3人、75%ぐらい、職員が自分が1年間やった仕事に対して自分で満足できるというふうなモチベーションにもなるというふうなこともございまして指標とさせていただいているところでございます。

○ 中川雅晶委員

これは、自分のした仕事に対する満足の調査ですか。この職務というか、この部局に配置されていることに対して、この仕事に対する自分に合っていると、やりがいがあるということの満足なんですか。どちらですかね。

○ 川口人事課長

人事異動に際しての自己申告書というものの中でこちらのアンケートといいますかをとってございますので、実際のところの説明としましては、今年度の自分の仕事に対する評価というふうな形ではございますが、各個人によっては、自分の意図する配置ではないといえますか、仕事ではないというふうなことで満足度が低いというふうにつける職員もございまして、例えば、同じように希望していない職務だけれどもこれだけ成果が上げられたので、今年度に関しては満足ですという形につける職員もございまして。

○ 中川雅晶委員

この満足度の調査をして、何を得ようとしているんですかね。

○ 川口人事課長

当然、それを人事異動に活かしていくというところもございまして、満足度が低い、本人として自分のやった業務に満足できないという職員が多ければ、市としてのパフォーマンスとしても低いのかなというふうなところで、実際の満足度自体はこういうパーセント

でしか出ないところがございますが、実際そのように評価した中身について、各一人一人の思いを記入してくるということになりますので、そこらあたりを勘案した上で人事異動なり何なりというのを考えていくというような材料にするという意味で集めている情報ということになります。

○ 中川雅晶委員

こういう調査をするというのは、例えば、部局の仕事の職種に応じてどのような傾向性があるのか、それから、マネジャー、所属長のマネージングの仕方によって傾向性が出てきたりとか、あと、自分の適正、私はこういう希望で市役所に入ったのにこの仕事はという個人のレベルの特性の傾向性なのか、見方によって見れないこともないかもしれないけど、何にどう活用していくのか。例えばこれを、こういう結果を含めてマネジャーの研修、マネジメントの研修に生かしていくのか、また、それぞれの職員のパーソナリティーも、どういうパーソナリティーを生かそうかということに生かそうとしてこういうことをやられているのかよくわからないんですけど、その辺どうなんですかね。

○ 川口人事課長

設問項目としましては、満足度というのは、満足、満足できないとかというふうな選ぶだけの項目ではございますが、実際のところの職場の環境についてどういうふうに感じているものがあるか、もしくは、こういうふうに改善したほうがいいというふうなご意見ですとか、そういうのを書く部分でありますとか、あと、自分の職務に対する適正、不適正を記入するようにもなっておりますし、そういう申し上げました形でどちらも自己申告書という形では意見を吸い上げるというような形にはなっております。それを当然人事といたしましては、翌年度以降の職場の改善、もしくは、必要であれば人事異動等も図っていくというような基礎資料にするという形で集めてございますので、それを一旦指標としましてこれを選ばせていただいております。

○ 中川雅晶委員

これ以上あれはないんですけど、こういう人事というのは、必ずしも自分の希望どおりの職種にはなかなか、それはもうどんな仕事でもそうだと思いますし、人事評価をすれば、こういった自分の申告による評価と、それから評価者の――主には上位職、その

上の上位職の評価者トレーニングをした上での——評価に応じてその人のやった仕事、自分で評価している仕事と評価者から見たその人の仕事の評価というのを、また、どういう適性があるかというのを見極めていくということの中の一つの満足度調査であるならば、それは一つのことかなと思うんですけど、これだけを捉えてこの報告ですよと言って、これがどうなのというのが、これだけじゃなくて、その隣の40ページの職員研修所、毎年思うんですけど、理解度、満足度って、多分、どれだけ理解しましたかと丸をして、それを4.2とか実績4.3とか、大体定例の研修であればそんなに差はないのかなと思いつつながら、こういう指標のあり方とかというのも少し工夫されたほうがいいのかと思いますし、多分ここに、こんな決算の資料に出さない中において、ちゃんと人事評価においては細かくやっておられるとは理解はしていますけれども、ぜひこういうところも、どのような活用を図っていくかと。この下には、新たに平成29年の4月1日から新設された公会計・行財政改革推進室とか、国体関係の準備体制とか、給食に対するさまざまな課題に配慮した適正配置をしていくんやと、しているんですと。また、女性の管理職についても、現状の割合が書いてありますけれども、積極的にそういうところも有能な人材は配置をしていくということの方向性とか、今後もそういうさまざまな任期付職員の活用を含めたすぐれた人材の確保と養成に努めるというふうに書いてあるので、それに見合ったような何か指標であったりとか報告であったりとか、ぜひ来年度、検討していただきますようお願いをして終わります。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他に質疑もないようでございますので、この辺で質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に移りたいと思います。

それでは、議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第21目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費については、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会に送る項目はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

全体会もなしということで確認をいたしました。

それでは、これで総務課の認定審査を終わらせていただきます。お疲れさまでした。

[以上の経過により、議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第21目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、続いて会計管理室の審査に入りたいと思いますが、まず会計管理者より一言
どうぞお願いします。

○ 松村会計管理者

失礼いたします。会計管理者の松村でございます。

会計管理者といたしまして、市の公金の管理、支出などのいわゆる会計事務を担当させて
いただいております。平成28年度におきましても、この会計事務を執行するための経
費を支出させていただいております。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第6目 会計管理費

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

それでは、議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定につい
て、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費についての審査を行います。
追加資料はございませんでしたので早速質疑のほうに入りたいと思いますが、ご発言のあ
る方はどうぞ。

いかがでしょうか。少し待ちましょうか。

○ 森 康哲委員

政務活動費の支出のところで、会計処理をするのに、今まで一旦会派の口座に入ってい
たやつを運用していたのを、今回は後払い方式ということで、会計処理をして翌月に支給
というふうになっているんですけども、その辺のタイミングが、今までこの決算、去年
のやつを見ると、先に処理をしていたやり方というのは正しかったんでしょうかね、決算
上。年に2回支給ということでしたよね。

○ 松村会計管理者

政務活動費でございますが、その支出につきましては、議会のほうでお決めいただいたルールに従って、そのルールに適正に合っているかどうかということ踏まえて会計管理室のほうで支出させていただきますので、そのルール自体を変更されたということで、以前のような形であったとしても現在のように後払いとしたとしても、どちらが適正というものではなくて、会計事務上はどちらも可能ということだと思います。

○ 森 康哲委員

昨年までの支出の仕方は、2回の時期に分けて支出をしていただいていたと思うんですけども、その時期が適正だったかどうか。今はもうそのつど、毎月毎月の後払い方式になったんですけども、以前はたしか5月の支給と12月の支給だったと思うんですけども、2回に分ける理由とかがもしあったら。

○ 松村会計管理者

同じような答えになってしまって恐縮なんですけど、以前は議会のルールとして5月と12月、2回に分けるということで、それをより適正にするために事後払いという形にお決めいただいたということですので、どちらが適正、どちらじゃなきゃならないということはないと思います。ただ、会計管理室としましては、ルールに従って適正に執行されているかどうかということを見まして支出させていただくということでございます。済みません。ちょっとお答えになっているかどうかよくわかりません。

○ 森 康哲委員

会派ごとに——ことしはそういう後払い方式にしたもので——タイムラグが発生しているんですね。会計処理上どれぐらいの期間が要るのかちょっとわからないんですけども、以前のやり方やとそういうタイムラグが発生していなかったもので、今後も含めてちょっとお聞きしたいんですけども、そういう後払い方式で、期間的には会計処理上はどれぐらい必要なんですかね。事務局のほうから依頼が上がって、それが実際に処理されるには。

○ 水谷会計管理室長

議会事務局から支出依頼書が会計管理室のところに届いてから支払日の5営業日前までに届けていただくというようなルールになっております。

○ 森 康哲委員

5営業日という、土日を含むと約1週間になると思うんですけども、後払い方式にした一番最長で大体1カ月半ぐらいかかるんですよ、会派でまとめて議会事務局がまとめて出すまでに。それからまた1週間となるとかなり長時間立てかえをしている状態になるので、その辺の会計処理が1週間ということであれば、それは適正なのかなと私は思いますので、できればなるべく早い処理を期待します。

以上です。

○ 村山繁生委員長

会計管理室としては、こちらの制度に従ってチェックして払っていただいているという形やで、その制度上のことはこちらの議会とか……。

○ 森 康哲委員

制度上じゃなくて、例えば、今までやと事務局に言えばすぐお金が領収書と引きかえで出てきた状態が、1週間はかかるわけですよ。

○ 村山繁生委員長

そういうふうに議会が変えたんやで。

○ 森 康哲委員

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員

実地検査実施回数というところで、目標どおり128回実査してもらっていますよと。実地検査というのは……。

○ 村山繁生委員長

何ページでしたっけ。

○ 中川雅晶委員

45、46ページですね。

現金とか物品とかという実査を対象にしているんですかね。例えば支払いが必要なものにちゃんと支払いをしているとか、どういうことを対象にして128回してもらっているんですかね。

○ 水谷会計管理室長

この実地検査といいますのは二つに分けておりまして、一つは支払いの関係、もう一つは収入と物品、現金の出納についてと、二つに分けて行っております。3年に1回、全所属を行うというローテーションでやっております。例えば支払いのほうですと、支出命令とか支出負担行為書ですとか、そういった会計処理、それが適正に作成されているかどうかですとか、物品の検査ですと、ちゃんと備品が管理されているか、記録がされているかどうか、そういったことを検査しております。

○ 中川雅晶委員

ここでは、例えばそういう不備があったりとか、支払いが遅延したりとかという報告はないんですけど、それはなかったというふうに理解していますか。

○ 水谷会計管理室長

やはりいろいろ不備はございます。例えば、会計帳票の日付が誤っていたりですとか、請求書とか見積書に不備があったりですとか、また、備品台帳に記載している保管場所と実際の備品の場所が違う場所にあるとか、そういったいろいろ不備はございます。ただし、軽微な不備ばかりで、大きな問題となるようなそういう致命的な不備というものは見つかっておりません。

○ 中川雅晶委員

小さいことはあるでしょうけど、大きな不正な行為であったりとか、法令的に問題のあ

る行為はなかったということですね。

もう一つ、決算額の3100万円ぐらいの中で大きく占めているのは会計管理経費の委託料のところ、収納データ作成業務委託料と市税等口座振替業務委託料というところで1800万円以上の支出をしていただいているんですけど、この市税等の口座振替業務委託料、振替料というのは、全部会計管理費というか、会計管理室の会計管理費として処理をしなければならないんですか。各原課ではなくて、一括としてここでこの費用については会計処理をされているということなんですかね。

○ 水谷会計管理室長

会計管理室が支払っておりますのは三重銀行に対してなんですけれども、市税等口座振替業務委託料と申しますのは、個人の預貯金口座から振りかえる市税等のデータを引き落としとして、その金融機関ごとに分割して各金融機関に渡します。引き落としの利用をまた各金融機関から振りかえ結果が三重銀行に集まりまして、それを取りまとめると、そういった業務の委託料でございます。実際に各金融機関への口座振替の手数料というのは、各所属の予算で支払っております。

○ 中川雅晶委員

そういう費用になんですかね、わかりました。ということで、ほかはそんなに使われている金額というのは、臨時職員さんの3名分の賃金とか、あと、備品の購入にとかということで、普通の業務を行うに当たっての一般経費を計上されているというところだけなので、問題ないかなというふうに。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

○ 早川新平委員

実績のところやなしに、45ページの一番下の目標128回以上と決めて128回、これ、目標って決めるのは、前年度に来年度はこういうふうにしようとか、どこで決めておるの、これ。

○ 水谷会計管理室長

3年に1回各所属を回るというローテーションを組んでおりますので、あらかじめ前年度と申しますか、3年分決まっております。

○ 早川新平委員

平成27年度は121回で7回減っているというのは、ローテーションの中の割り振りであったということですか。

○ 水谷会計管理室長

各部局ごとに行っておりますので、年によって多少の差は出てきます。

○ 早川新平委員

結構です。

○ 中川雅晶委員

多分、市で持っている現金とかというのは全部確認していただいているとは思いますが、もう一つ、最後に書いてあるのが、公金の運用については、低金利の状況の続く中、安全を第一に置きながら年間の資金動向を的確に把握することによって効果的な運用に努めましたと書いてあるんですけど、これは、どういう債権を持つかということも会計管理室で決めて運用されているという意味なんですかね。

○ 水谷会計管理室長

これは、財政経営課と協議の上、運用方法を決めております。

○ 中川雅晶委員

どのように決めておられるんですか。

○ 水谷会計管理室長

まず、財政経営課と協議して、資金管理運用方針というものを定めております。それでいきますと、まず1番に安定性と、それから流動性と効率性と、こういった順番に運用を

していくというふうに決めております。まず、安定性といいますのは元本の確保ということで、縁故債を各銀行から借りておりますけれども、そのときに、銀行が万が一破綻したときに、縁故債と相殺できるように、縁故債分をその後も銀行に預託するというのがまず一番の基本になっております。それを越えた額につきましては、一定の条件を満たす金融機関に引き合いで——つまり見積もり合わせといいますか、入札といいますか——率を提示していただいて一番高いところに預けるといった方法で運用を行っております。

○ 中川雅晶委員

効率性というのはどういう意味ですか。

○ 水谷会計管理室長

効率性というのは、利回りの追及ということですか。

○ 中川雅晶委員

運用を協議していくと。どちらかが一方的に勝手に決めていくわけではないということですね。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他に質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

これから討論に入りますが、ありませんね。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは採決に入ります。

それでは、議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会もありませんね。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、確認いたしました。

以上をもって会計管理室の審査を終わります。お疲れさまでした。

[以上の経過により、議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、続けて監査事務局の審査に移りたいと思います。

まず、監査事務局長、挨拶。

○ 服部監査事務局長

監査事務局長の服部でございます。

監査事務局からは、平成28年度の決算議案をお願いしております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

それでは、議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第6項監査委員費についての審査を行います。先日の議案聴取会で説明をいただいております。そして、追加資料の請求もございませんでしたので、これも早速質疑から入りたいと思いますが、ご発言のある方はお願いいたします。

○ 樋口監査事務局次長

失礼します。前回の議案聴取会の際に、中川委員さんのほうから資料請求ではございませんけれどもご質問を頂戴いたしまして、それを次のときに口頭でいいのでお答えするようにというふうにおっしゃっていただいていた部分がございまして、よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

じゃ、もう一遍質問から、中川委員。

○ 中川雅晶委員

ちょっと待って。

○ 村山繁生委員長

じゃ、次長のほうから説明していただけますか。

○ 樋口監査事務局次長

私どものほうから提出をさせていただきました決算常任委員会資料の一番最後のページに監査結果の指摘事項と意見の区分基準というのをつけさせていただいております。その中に指摘事項で、予算執行において適正性を欠くものという記載をさせていただいております。この適正性を欠くものというのは具体的にどういったものがあるのかというこ

とのご質問を頂戴いたしました。済みません。そのときにきちんとお答えできず申しわけございません。

昨年度、平成28年度の定期監査の結果の中から、こういったものが適正性を欠くものというのをお伝えさせていただきたいと思います。

まずは履行確認漏れでございます。前金払いという支出の方法がございまして、全額前金払いした支出につきましては、義務の履行を相手方がしたときには、その履行をしたということの事実を確認しなければならないとなっております。その履行確認が漏れていたという事例。それから、決裁区分の誤り、実際は部長決裁とすべきところを課長決裁で処理されていたというもの。それから、通常、支払い処理としては支出負担行為として整理をし、その後、支出命令の処理をすることとなっておりますが、一部では特に認められたものが支出負担行為兼支出命令という形で事務を省略した形で支払い処理ができるようになってございますが、認められていないにもかかわらず兼命令で処理をしていた事例があったといったところが予算執行において適正性を欠くものということでございます。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員

ありがとうございます。適正性を欠くというもので詳細報告をいただきましたけれども、極めて不正な行為があったとか、重大な結果を招くような過失があったとかということではなかったのかということだけ確認させていただきます。

○ 服部監査事務局長

いずれの事象におきましても、それぞれの規則、基準等の規定に基づかない部分での処理ではございますが、ただ、極めて重大な影響を与えるような事務処理ではなかったということでございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

○ 早川新平委員

以前に——ちょっと決算ということではなくて、言うところがないのでちょっと言っておくやけど——各監査に行かれるところに監査事務局からこれを用意しておけ、あれを用意しておけという指示は当然あります。そのときに、たしか富洲原の保育園の園長から、物品がないのによそで借りてきて準備したということ——一般の監査を受ける施設とか部局というのは税務署みたいに思っておるので、これを用意しておきなさい、机をこндаけとかいうときに、この前、俺言ったんやけど——そういうことが今年度はなかったですか、そういったこと。物品はやっぱりこっちで把握しておかんと、あるものは用意を向こうでもできるんやけど、ないやつをこうやってしたら、借りに行ったという、小学校から借りてきたとか、そういうことが現実にあったので、それはどうなのかな。

○ 樋口監査事務局次長

まず、平成28年度におきましては、そういった事例はなかったと認識しております。ただ、平成29年度、これから10月、11月に実施を予定しているところで、今、事前の調査に伺っております、1カ所足りないというところがあるというのが判明をいたしました。今、保育幼稚園課のほうと、どういう形でしょうかということで対応を相談させていただいているところでございます。場合によっては、現在ある部分で行わせていただくということもあるかなというふうに考えておまして、園のほう、また、保育幼稚園課のほうにもご迷惑がかからないような形で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 早川新平委員

じゃ、よろしくをお願いします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

監査は監査委員さんの監査の前に事前監査を事務職員でしていただいて、定期監査も2年で全課定期監査をしていただくとなるんですけれども、私どもの会派のほうから、事前監査が余りにも一律過ぎるのではないかと。例えば、介護保険のような保険を扱ったりとか、あけぼの学園のような国からの報酬を請求したりとかという部分の特殊性のあるものとかというのは、それはそれに応じた事前監査を目指していただかなければならないんじゃないかなというご意見がありましたので申させていただきますが、今後、事前監査に当たってそれぞれの業務の特性に合わせて少し一律的なところもしていただかなきゃいけないとは思いますが、その特殊な業務に応じた側面で監査をしていただいて、どこに課題があるのか、もちろん不正があってはならないですけれども適正を欠いたりとか法令遵守だったりとか、また、そのチェック体制、ガバナンス等々、漏れがないかどうかを監査、確認をいただきたいなという意見なんです、ご所見があればお願いいたします。

○ 樋口監査事務局次長

市の我々のさせていただく事前調査という部分というのは、財務監査の部分にウエートが置かれるというところがあるかなというふうに思っておりますので、個々の所属での基準となる法に照らしてどうなのかというところまで、職員がそのところまで把握をした上で事前調査ができるかという、なかなかそこは難しいところがあるかなとは思っておりますが、事前の調査で伺わせていただいたときに、調書をもとにしてヒアリングとかをさせていただきます。そういったときに、今までよりもより丁寧な形でその課の事務が適正に行われているかということが少しでも聞き出せるような形で我々も研修にも努めていきたいというふうには思っておりますが、今すぐ委員がおっしゃられるような形で事前調査の精度を上げられるかという、すぐにはちょっと難しいかなというふうには思っております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

きょうからとかという意味ではないですけれども、そういう視点で事前監査もしていただかなければ、なかなか今後の監査というのは難しいのかなと。

今、地方自治法も変わって、議選で必ず2名出さないとかというのも外れて、各自治

体でそれを選択できるようになった場合に、例えば、議員にかわってどういう人が入るかといったら、当然公認会計士等のそういう会計の専門職の方が入られるというときに、もちろん財務上の会計の見た目はすごくたけておられるとは思いますが、それぞれに特性のある部分、なかなかこういう会計財務書類では出てこないところの部分というのは、どこがカバーするかというと、やっぱり監査事務局の職員だというふうに私は思うんですけど、職員が大体その業務、課の特性に応じて、この部分はやっぱりしっかりと確認をしなければならぬという精度を上げていって補完をしなければどうなのかなというところがあるので、やっぱり至急というか、早急にそういうことも念頭に置きながら、毎年同じような、どこの部局も同じような調書ではなくて、少し調書の視点を経年ごとに少し角度を変えていくだったりとか、部局ごとに少し違うような調書の作り方を、さまざまな行政のOBの方もおられるので、知見を借りながらつくっていかれることを望みますので、ぜひよろしくお願いいたします。

どうですかね、それでも無理ですかね。

○ 服部監査事務局長

確かに事前調査におきましては、しっかりとそれぞれのところにおいて実際に適正に事務事業がなされておるかというポイントで調査をさせていただくということはあるんですが、ただ、それぞれの部局におきましては、前回監査を受けたときに内容も踏まえまして、我々事務局といたしましては、それを踏まえた中で今回事前調査をさせていただくというようにもしていきたいというふうに思いますので、特徴的な部分につきましてはしっかりと調査できるようにという形でさせていただきたいと思います。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 早川新平委員

実績報告書の75ページとタブレットの8分の7のところ、定期監査の概要って書いてあって、指摘、改善、要望という3項目がありますよね、棒グラフになっておるところ。改善というのは、指摘をしたから改善されたという意味で理解していいのか、そのところをちょっと説明していただけないか。

○ 樋口監査事務局次長

もう1枚おめくりをいただいて8分の8をごらんいただけますでしょうか。

左から表が一番上のところ、指摘事項というのがございます。その右が意見というのがございます。意見からちょっと下のほうへ下がっていただきますと、改善事項と要望事項というふうにご覧いただけます。この指摘、改善要望というのが8分の7のグラフということでございますので、先ほどの予算執行において適正性を欠くものとか事務処理が規定に基づいていないといった事務処理に不備があるというものを指摘させていただいたものが指摘事項、これが、いわばルールにきちっと基づいていないから、本当にすぐにでも改めてくださいといったものになります。意見の部分につきましては、監査委員さんがより適正化を図るため、さらによくするために改善努力を求めるもの、また、指摘事項ではないけれども、改善方法等の検討を求めるものということで、監査委員さんのほうから改善すべきだ、これはよりよくするために努力をしてもらいたいというような形で改善事項、要望事項として出させていただいたといったものでございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

そうすると、この棒グラフの中で改善という、教育委員会が非常に多いんやわな。これは例年のことなのか、ちょっと比較がわからないので、これは平成28年度の結果で棒グラフに挙げてもらっておるんやけど、教育委員会の、例えば、特に改善の中でトップスリーぐらいというのはどういうところがあるのか、ちょっと教えてほしいです。

○ 樋口監査事務局次長

済みません。平成28年度におきましてですけど、前回の平成26年度におきましても、教育委員会は比較的所属数も多うございます。昨年度が11所属ございましたので、そういったことから件数もふえているというところがございます。

改善事項でございますけれども、昨年度では財産の管理についてということでの項目、それから、あと、業務管理の徹底と時間外勤務の縮減ということで、時間外が360時間の労災基準を超えたりというところが多くございましたので、そういったところで件数もふ

えているというところがございます。それと内部事務管理ということで、指摘事項が基本的な事務手続上でのエラーが見受けられるということで、その改善を求めているものといったところが代表的なところではないかと思えます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

そうすると、例えば労務管理のところの部局だけで見ると、一番労務管理がやりづらい市立四日市病院とか、そういったところは結構少ないので、逆に言ったら、市立四日市病院は教育委員会よりも労務管理のところははっきりできているという解釈でええのかな。

○ 樋口監査事務局次長

まず、私どもで行わせていただく監査では事務職というんですか、総務課、医事課、施設課の三つを対象としてございますので、ちょっと違った形になるのかなと思えます。ただ、時間外はその課も多くはございましたので、同じように改善事項ということで時間外勤務の縮減ということは出させていただいております。

○ 早川新平委員

オーケーです。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

○ 土井数馬委員

そもそもこのグラフは、何を私たちに読みとらそうとしておるのかちょっとわからんですけど、今も指摘があったように、教育委員会が指摘、改善が多いやないかと。違うところは少ないのやけど、これは比べようがないことじゃないかと思うんですね。下の業務別にしても、事務改善が多いやないかと、これを見てどうなるのやろうかと僕は思うわけで、本会議で監査委員が監査報告を文字でちゃんと言って、ある部分がこうとか、あれはわかりやすいですわね、もちろん。これ、あの話とこのグラフとも合わんし、別段。だか

ら、このグラフは何を意味してここに提示されているのかというのが、もし説明があれば聞かせていただきたいと思います。

○ 樋口監査事務局次長

ご指摘ありがとうございます。

済みません。過去からこういう形で提出をさせていただいて、それで来ておりました、確かに多いやんかってご指摘をいただくと、課の数が多いですからというふうなことでは説明にならないなということかなと。ただ、とりあえずこういうような件数でしたということを出させていただいておりますが、もう少し意味あるものになるようにちょっと考えたいと思います。ありがとうございます。

○ 服部監査事務局長

済みません。ちょっとだけ補足させていただきたいと思いますが、まさにおっしゃっておりでありまして、内容でわからないという部分がございます。ただ、聞いているところによりますと、過去からの経緯で、できるだけ表とか、文字じゃなしに図表とかそういった形で示したほうがわかりやすいんじゃないかというようなご指摘をいただいた中でグラフ化したということであって、ただ、それが、実際にどういう意味でわかりやすいのかという、今まさにそういうご質問だと思いますので、この辺については、やはり改めて一度検討はさせていただきたいと思いますが、実は、できるだけ視覚に訴えてわかりやすいという意味合いでちょっとつくらせていただいたというようなところでございます。

○ 土井数馬委員

やっぱり見たほうがわかりやすいので、それは十分理解しております。ただ、わかるんですけれども、余り、例えば教育委員会の中でいろんな課なり係なりに分けてしまうと、何かかえってそこを指摘しているような、何か余り印象もよくないので、それはわかりますので、もう少し意味がわかるような形でのグラフ化なり目視化をお願いをしたいと思えます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

その辺またよく検討してください。

○ 早川新平委員

改善やな。

○ 村山繁生委員長

改善。

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他に質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もなしということで、採決に入ります。

それでは、議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会送りもございませんね。

(なし)

○ 村山繁生委員長

なしということで確認をいたしました。

それでは、以上で監査事務局の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

[以上の経過により、議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、続けて財政に移りますけれども、暫時休憩にしたいと思います。25分再開をお願いします。

14 : 11 休憩

14 : 25 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここからは財政経営部の審査に移ります。

まず部長から一言、ご挨拶。

○ 内田財政経営部長

財政経営部長の内田でございます。長時間ご苦勞さまでございます。

私どものほうは、平成28年度決算のほかに補正予算の3号、4号の歳入と市税条例の改正案も上程させていただいておりますので、多岐にわたっておりますけれども、どうかよろしく願いいたします。

議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財産管理費

第21目 諸費中収納推進課、財政経営課関係部分

第2項 徴税費

第4款 衛生費

第4項 病院費

第8款 土木費

第7項 下水道費

第11款 公債費

第12款 予備費

桜財産区

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

それでは、議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第21目諸費中収納推進課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費並びに桜財産区についての審査を行います。

まず、追加資料がございましたので、その追加資料の説明を求めます。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

管財課長の芝田でございます。

決算常任委員会総務分科会の追加資料につきましてご説明をさせていただきます。

タブレットのデータ、フォルダですと02の総務常任委員会、07平成29年8月定例会議会、10の財政経営部追加資料です。よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

お願いします。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

それでは、説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページのほうでございます。市庁舎等の施設総合管理、設備、警備、清掃、この委託料の内訳についてでございます。

この市庁舎等施設総合管理業務委託につきましては、一般競争入札によりまして平成28年度から3カ年の契約で有限会社ワールドクリーンと契約をしておるところでございます。契約金額につきましては1年当たりで記載させていただいておりますけれども、1年当たりで1億2924万円となっております。その業務の内訳でございますが、下のほうに表で記載をさせていただいております、電気、空調、給排水設備等の運転、保守、こういった業務であります設備管理保安業務、それから、施設内の巡回監視等を行う警備保安業務、それから清掃業務という三つの業務からなっております。内訳の金額といたしましては、設備管理保安業務2818万8000円、警備保安業務で6179万2000円と、清掃業務で3926万円と。この内訳金額につきましては、設計額を落札の率で案分して算出したものでございます。

次に4ページでございますが、公共施設のLED化の推進事業の進捗状況でございます。

5ページに参考資料としてつけさせていただいておりますが、平成26年1月に公共施設へのLED照明の導入に関する指針、こういった指針を定めまして以降、総合計画の推進計画に位置づけまして、順次照明のLED化を図っておる状況でございます。スケジュールにつきましては4ページのほうに記載をさせていただいておりますが、平成28年度末の状況でございますが、推進計画に位置づけております27の施設のうち、市庁舎、それから消防本部、中消防署など4施設が28年度末で完了しておるところでございます。以降、第3次の推進計画で位置づけておる事業がございまして、こちらのほうに記載がございまして、総合会館、本町プラザ、地区市民センターなどのLED化を順次進めてまいります予定でございます。

次に6ページでございます。

管財課が管理する公用車の一覧でございます。

こちらのほう、私どものほうで一元管理システムで管理して、全所属が共用する車両と

しては55台ございます。現状は、55台のうち53台がリース車両という状況になってございます。車種、車名、リース元、月額料金などは記載のとおりでございます。そのほか、下のほうでございますけれども、市長車、それからマイクロバス等で6台の車両を管理しておりまして、管財課所管のリース車両のリース料につきましては、さきにもご説明させていただきましたように、28年度で1110万円余と、そういったリース料を支払っておるところでございます。

最後に、資料7ページでございます。

自動販売機の設置の状況でございます。

平成28年度中に実施をした自動販売機の関係で入札した案件は1件ございました。文化振興課所管の三浜文化会館、こちらの1階のエントランスに設置するという入札が1件行われております。

この入札につきましては新規ということですので、新規に自動販売機を設置するという施設のために、貸付料の総額ではなく、自販機の売上金額に乗じる貸付料率による一般競争入札、そういった形で行われております。また、同一のメーカーの自販機に偏ることがないように一抜け方式が採用されておるとい入札でございます。この自販機の設置期間、入札日、入札結果などは資料に記載のとおりでございます。

私からは以上でございます。

○ 伊崎副参事・公会計・行財政改革推進室長

公会計・行財政改革推進室、伊崎でございます。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、資料の説明をさせていただきます。

事務改善提案制度につきまして、これまでの取り組みと考え方につきまして、資料にまとめてまいりましたのでごらんいただきたいと思います。

タブレットの資料の8ページに事務改善提案制度の目的、募集と審査の考え方につきまして、9ページに、平成26年から28年までの3年間の実績について取りまとめてございます。

まず、8ページの項目の1といたしまして、事務改善提案制度の目的といたしまして、職員みずからが職場環境の改善、あるいは日常の業務の改善を図ることで、市民サービスの向上や業務の能率の向上、あるいは経費の削減を図っていくというのが目的でございます。

この取り組みは、同じ職員からの提案制度で政策推進課が実施しております政策提案制度——これは職員の新たな発想を政策形成に生かすというものでありますが——それとは違いまして、日々の業務の事務の改善ということを目的として行っている職員の提案制度でございます。

引き続き募集と審査の方法でございますが、項目の2にまとめてございますとおり、提案には自由提案と実績提案の2種類ございます。自由提案といいますのは、提案時に実践にはまだ至っていないもので、職場環境の改善や事務改善につながる提案を募るというものでございます。一方で実績提案といいますのは、職場で既に実施した、あるいは実施している事務改善の取り組みについて募集しているものでございます。過去に自由提案であったものを実践に移して効果が出たというものについても、この実績提案の対象としているところでございます。

提案者といたしましては、所属の課単位での提案のほかに、個人やグループでの提案も可というふうにしております。

続きまして、その提案に対する審査はどのように行われているかというところでございますが、項目2にありますように、提案のありました自由提案、実績提案に対しまして、財政経営課内におきまして、六つの基準に照らして審査を行っておるところでございます。その三つの基準といいますのは、市民の方に対するサービスの向上に効果があるかという観点からの市民サービスの向上、事業を進める上で経費の削減に効果があるかという観点からの経費の削減効果、職員の事務の削減、あるいは、時間の削減に効果があるかという事務の削減効果。次に、その提案がどの所属にも適用することが可能であるかという汎用性という項目、その提案が新しい視点の提案に当たるかどうかという独自性という項目。また、これは自由提案のみに適用している基準ですが、すぐに実現可能かという実現性という項目、以上の六つの項目の基準に照らして審査のほうを行っておるところでございます。これらの基準に照らし合わせて、評価が高いものについて表彰をしておるところです。

また、自由提案の中で、特に優秀な提案であって実現可能性の高いものから、その実施に向けて必要に応じて措置をしておるところでございます。

9ページに移りまして、提案の平成26、27、28年度の実績を表にまとめたものが9ページの実績の表になってございます。

提案件数は、平成26年度から、38件、36件、24件というふうに推移をしております。その横にありますのが、すぐれた提案として評価した表彰の対象になったものを列記させて

いただいております。

自由提案で実施につながったものの主だったものを挙げますと、平成28年度の一番上をごらんいただきますと、庁内案内図の設置というものがございます。これは、市役所の本庁舎のエレベーターホールに、その階のどこにどの課があるのかということを示した、その階の課の配置を示した案内図を設置してはどうかという提案でございました。また、平成26年度の自由提案の一番下でございますトイレの男女、障害者用の明確化というところでございます。これは、1階から3階までにあるトイレが、市民の方にどこにあるかということを知りやすくするために、壁の色とか、あるいは柱の色とかというのを青とかピンクの見た目で見えるようにするという提案でございました。

雑駁であります、資料の説明としては以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

追加資料についての説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、まず、追加資料についての質疑をお受けしたいと思います。

○ 中川雅晶委員

業務改善提案制度について、資料をありがとうございました。

今ちょっとお伺いさせていただいたら、平成26年度、27年度、28年度でこれだけの提案があつて、実施したのは、先ほど紹介の二つだけしか実施しなかったということですか。

○ 伊崎副参事・公会計・行財政改革推進室長

実施いたしましたのは先ほどの二つだけではございませんで、例えば平成28年度の購入図書の一括管理。これは各課でいろんな本とか新聞を買ってございます、それがどこに何があるのかというのがわかることによって、政策研究とかにすぐ使用できるように、また、二重に買わないように、購入しないようにという観点からこういう一覧にしたらどうかという提案でこれも実施に移しております。

その下の用品類を全庁でシェアしてコスト削減というのも、これも同じ考え方で、いろんな課が持っている備品のたぐい、例えばプロジェクターであるとかアンプであるとかというものにつきましても、一過性で1回しか使わないのに購入するようなことがないよう

に、何課に何があるかということ把握することによって、借りて済ませるということも可能でありますので、そういうことを実施しておりますので、全てを実施しておることではないんですけど、ここにある自由提案の中で実施に至っていないというのは、平成26年度のO u t l o o kの有効活用。これは、庁内のみんなが使える会議室というのをO u t l o o kというシステムを使って予約をするシステムがあるんですけども、それを使える会議室をふやしてはどうかという提案で、考え方としては会議室の不足というのが課題になっておりますのであるんですけども、各課が自分のところで管理している会議室を全庁的に使えるようにするという考え方についてはいい考え方ということで評価をしておるところなんですけれども、じゃ、実際に会議室がふえたかというところ、なかなかそれが実施には至らないというところはございます。そういったところで、今ここにある自由提案で実施に至っていないというのは、そのO u t l o o kと、その下の技術職員の向上のためのブラザー・シスター制度の導入というところが実施に至っていない自由提案になっておるかというふうに考えております。

○ 中川雅晶委員

提案いただいたことはほとんど実施をしているということですよ。

これって報奨金というのは幾らなんです。

○ 伊崎副参事・公会計・行財政改革推進室長

報奨金につきましては、まず、年度によって少し金額が動く部分もございますが、昨年平成28年度で説明させていただきますと、自由提案につきましては、ここに表彰の対象になったもの14件、自由提案の提案があったわけなんですけれども、そのうちの三つが表彰の対象になった。その三つの3人の個人に対しましては、1万円の図書カードを報奨として出しております。また、実績提案が10件あったわけですが、実績提案というのは先ほども申し上げましたが、各所属においてもう実施に移された提案でございますもので、ある程度一定の効果はもう既に出ているものでございます。ということから、実績提案の10件につきましては10件とも表彰の対象とはしておりますが、その評価でちょっと差をつけておまして、具体的には、その10件のうち評価の対象になったのが調達契約課の1件でございますので、この実績提案の1件につきましては5000円の図書カード、ほかの9件につきましては2000円分の図書カードを報奨として提案者に渡るようにしております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

わかりました。

ただ、今後もこういう職員とか、それぞれの課、個人、いろいろな改善を進めていくということはやっていただきたいなと思いますし、ぜひ財政経営課でお願いしたいのは、こういう実現に至ったものがどんな効果があったのか、そういう効果分析とかというのはフィードバックしてあげたほうがいいのかなと思いますし、それがコストなのか仕事のいろんな改善点なのか、いろんな視点での効果検証をしていただいて、フィードバックすることによって新たな提案か、もしくは、今の提案したやつをさらにバージョンアップするのかな、いろんな提案を喚起するような施策を展開していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 早川新平委員

ちょっと会派からも聞いてほしいということで、自動販売機の設置事業者の選定に係る入札についてなんですけれども、泗水の里を販売条件にしたために大手メーカーが入札に参加しづらいという声があるんだけれどもということを聞いているんやけれども、現実にはそういうことがあったのかな。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

今年度入札する物件、9月末で切れるという案件がありましたので、今年度、管財課の分もありましたが、他の所属分もありましたので、今年度、自動販売機の入札を行いました。

その中で、実際のところ入札を行って、その特記事項の中に、実際委員さんのお話にございましたように、広く市民の皆さんも利用できる施設の自動販売機については、泗水の

里を販売という形を特記事項の中にそういった事項をつけ加えました。今年度、上下水道局のほうからも泗水の里、広く市民の皆さんにPRをしていただきたい、自動販売機の入札に関してはその辺をご配慮いただきたいという全庁的な話がございましたので、入札の中に特記事項を入れさせていただきました。

その中で、実際に入札を行って、例えば総合会館でしたら、実際、業者として落札したわけでございますけれども、メーカーのほうから、この入札の特記事項によって本来入るべきところに入れなかったんだという具体的な話というのは特に私どものほうには寄せられていない状況でございます。

○ 早川新平委員

そうすると、それは今年度と今芝田さんおっしゃったけど、もうすぐ決算なので、今年度って平成29年度ということですか。平成28年度にはそういうことはなかったということですか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

今年度の入札で行いましたので、平成28年度の入札につきましては、泗水の里販売というのを特記事項に加えたことはございませんでした。

○ 早川新平委員

そうすると、それ以上は決算やで聞けないのでやめておきます。別で聞きます。

○ 森 康哲委員

自販機の資料、ありがとうございます。

三浜文化会館での入札結果を見ますと、一抜け方式で、これは34.6%がアサヒ飲料、32.4%がFVイーストジャパンの2台が決定されているんですけど、ほかには入札業者はいなかったんですか、2者だけですか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。よろしくお願いたします。

今回、三浜文化会館、公募段階では3台の設置というところで公募いたしました、結

果的に応札者が2者でございました。その2者とも物件の1と2に対してのみ応札をしてきたというところで、物件3に対しては応札者ゼロということでもございました。結果2台しか置くことができずに、物件1に対しては、アサヒ飲料さんのほうが34.6%ということでもございましたので高率でございました。2番の物件についても、アサヒ飲料さんは34.6%という形で応札はいただいたんですが、いわゆる一抜け方式を採用しておる関係上、1番の物件を落としていただいていますので、2番に対する34.6%の入札は無効とさせていただきますまして、2番手になりますけれども、FVイーストジャパンさんの32.4%が落札をされたということでもございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、3台置く予定やったのが実際は2台しか今は現状置いていないと。1台は置けずに今もいるということなんですけれども、それだと市民サービスが適正に行われていないことになるんですが、市民が飲みたいときに適正な場所に自販機がないということだと思うんですね。これ、入札で34.6%ってかなり高額な金額の場所代をとっているということになるんですけれども、1本当たり34%ということですね、売上げの。例えば150円の品物を、ペットボトル1本売上げがあると、その34.6%を場所代として徴収するというのでしょうか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

森委員さんがおっしゃっていただいたとおり、売上金額に対する料率でございますので、34.6%を場所代として頂戴します。今回これは建物の貸し付けに当たりますので、これにさらに消費税が乗ります。34.6%で掛けた数字を整数化した数字にさらに1.08を掛けたものが貸付料として市の歳入として入ってくるということでもございます。

○ 森 康哲委員

電気代はどうなんですか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

自販機設置業者さんのほうで子メーターを設置していただきまして、その子メーターによってそれぞれの自販機が消費した電力量をはかりまして、各施設のトータルの電気代か

ら案分をしてご負担をいただいておりますということでございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、設置業者は電気代を払って場所代もこれだけお支払いすると。かなり高額な金額になるんですけど、採算が合うと思いますか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

我々のほうからこの数字以下で入れろとか、この数字以上で入れるという、以上というのはもちろんありますけれども、制限を加えるということはできませんので、やはり入札の性質上こういった数字になって、これが結果的に事業者さんの採算が合うかどうかというのは、私どもとしては計り知れないところではございますけれども、私どももこれまでのいろんな自販機の入札等々の経験からいきますと、かなり高額だなという思いは持っております。

以上です。

○ 森 康哲委員

そんな無責任な答弁あるかな。市内業者のほとんどの業者の声は、もう参加したくないという声なんです。参加できない。行政の建物に自販機を置きたいんだけど、父ちゃん母ちゃんがやっているような、商店がやっているような事業者はとても参加もできない。そんな状態がいいと思うんですか。市はこれ、商売なんです。商売としてやるつもりなんです。税金を徴収するのが行政の役目でしょう。これは税金じゃないじゃないですか。行政財産を目的外使用として実費弁償ぐらいで本来なら今まで来ていた入札は随契ですね。今までは随契で来ていたのを、これ、商売しようとしているんですか、市は。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

この自販機の設置事業者さんを一般競争入札で選ばせていただくという取り組みは、平成24年7月にこの要綱を制定いたしまして、平成24年10月から設置する自販機にこのルールを適用し、今まで続けてきておるわけですが、この平成24年度に要綱制定してこの取り組みを始めた背景といいますのが、新たな財源の確保というところが第一の目的でございます。森委員からのお言葉を借りますと、商売になるんやないかということも

おっしゃられるわけですがけれども、私どももやはり新たな財源確保という点で取り組みをさせていただいております。

入札の参加資格として、私どももどこの事業者さんでもいいですよというわけではなくて、やはり市内業者さんへの配慮というところは私どもも思っておりまして、引き続き1年以上市内で事業所、営業所等々の事業所を構えておられる事業者さんというところで一定の資格制限はさせていただいておりますので、そのあたりについてはご理解賜りたいと思います。

○ 村山繁生委員長

先ほどの答弁で、森委員、ちょっとお怒りになられましたけれども、もっともなことだと思うんですよ。高いと思っておるけど、商売が勘定に合っているのかとか知ったことじゃないというような、それはもうちょっと言い方があると思うので、その辺の考え方をもう一度きちっと整理してお答えください。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

大変申しわけございませんでした。

これまでも入札でいろいろな自販機を置いていただいていたいて、結果的に場所代よりも年間の売上金額のほうが少ないという自販機も実際にございました。これについては、その場所で自販機がどれだけの売り上げがあるのかという予測を各事業者さんがされて、それに基づいて、どれだけの場所代を入札として入れるかというところで価格競争が起こるわけですがけれども、結果としては見込みが外れて、意外に思っていたよりも売れなかった、結果として場所代が非常に高くなったというところがございます。

そういうこともございまして、芝田課長からも資料の説明で申し上げましたけれども、この三浜文化会館は初めて自販機を設置する施設でございました。ですので、これまで自販機を設置した実績がございませんので、何本売れるかというところは全く未知数でございまして、従来 of 貸付料と同額の入札をするとまた赤字の自販機になってしまうというところが危惧されましたものですから、貸付料率という形での入札ということできさせていただいたわけですがけれども、我々もどの程度の率で入ってくるかというところは、実際問題やってみないとわからないというところがございますので、最低貸付料率としては10%という形で入札のほうはさせていただいております。10%以上の率で競争をお願いし

ますという形で入れていただいた結果、こういった高額な率になって——論理的にはこれが適正な入札の手続を踏んでいますものですから——すごく高いなというような思いはありますけれども、これを是として契約に至ったというところでございます。

○ 森 康哲委員

だから、四日市ドームも入札のときからずっと言い続けていますけれども、入札すること自体がおかしい。入札に値しない案件だと思うんですけども。なぜかという、やはり業者はどうしても突っ込みやすいんですね。高額なリベートを取るような入札にどうしてもなってしまう。それはなぜかという、広告宣伝費をぶっ込んで、採算度外視で競争してしまうからなんですよ。今回の三浜文化会館なんかはすごくいい例だと思うんですけども、既に大手は手を引いているんですね、手を引いているんですよ。上位3社、入っていないじゃないですか。どこが入っているかという、利幅の多い余り宣伝広告費をかけていないところが参加しているんですよ。それは値段で勝負なので。それが本当に市民にとって市民サービスにつながっているのか。日本で販売されているメーカーで、今上位3社、ここにはないんですよ。市民が求めているのは——飲みたいものはいろいろ個人で好みが違うのでいろいろあると思うんですけども——上位3社がないというのは、それは幾らなんでもおかしいじゃないですか。それを堂々と市が、行政が、公正な入札で選んでいますと。こんなのはただ単に値段勝負じゃないですか。いいかげんやめてくださいよ。市は商売しているんですか。

○ 村山繁生委員長

部長、どうですか。

○ 内田財政経営部長

自販機の入札につきましては森委員のほうからいろいろご指摘があつて、その当初、四日市ドームのときに、平成18年の自治法の改正で行政財産の一部を貸し付けすることができるようになって貸付範囲が拡大された中で、全国的にもそういう雰囲気があつて、四日市ドームのほうで入札させていただいたのがスタートです。そのときにいろいろご指摘があつて、今確かに場代として非常に高額な、利益を度外視した競争が生じたということもあつて、先ほど管財課の中山が申しましたように、新規の施設については、過去の自販

機の売り上げ実績がわからん中ではなかなか業者さんにとってもどういう競争になるのかも予想がつかない中で、その貸付料率というのを一つ改善させていただいた経緯がございます。それから市内業者も、当然先ほど申しましたような1年以上本市に事業所が、四日市市にあるというところ。それから、あと、商売するののかという話につきましても、当然貸付料については、我々は市民サービスに還元する、財源を還元するという考えでありますので、ですから、一般的に価格競争になって、それを市民サービスの財源として還元していきたいと、こういう考えは従来からございますので、決して商売をするとかそういう考えはございません。あくまでも、そういった意味でも市民サービスに還元できるということで取り組みをさせていただいています。それから、過去にいろいろ利益を度外視した競争になっておるとか、そういうご指摘もあった中で一つ一つ改善してきて、今回貸付料率というふうに改めたところで初めて実績が出てきたということでございますので――当時のドームのときには相当これの倍ぐらいの率で実際は実績がありましたけれども――そういう意味では、要綱を見直した結果、若干ではございますけれども業者さんの負担がある程度は軽減されたのではないかなと、このように考えております。

以上です。

○ 森 康哲委員

どこが改善されているんですか、これ。参加もしてもらっていないんですよ。3台置きたいのに2者しか入札に参加してもらっていない現状をどう考えるんですか。参加できないんですよ、大手メーカーですら。父ちゃん母ちゃんがやる業者ももちろんいないですよ。牛乳屋さんや酒屋やいろんな業者が自販機を扱っているんですよ。今まではそういう業者が参加してくれました。公共施設の近所に住んでいる業者さんが、近所の人らが利用するためにも近くの業者が、商店が協力してくれていた。そんなの全部排除しておるわけじゃないですか。安売り目的の大手メーカー、全国メーカーですよ、その2者とも。安売りの販売で有名なメーカー、そこしか参加ができないこの現状が正常だと思うんですか。とんでもない。そんなこと堂々とよく言えますね。市民の業者、みんな怒っていますよ。四日市ドームの入札のときにアンケート調査をしたはずじゃないですか。何て書いてありましたか。8割ぐらいの業者がこの入札には反対だというふうにして書いてあったはずなんですよ。それを無視して押し進めて、またこんな状態ですよ。これ決算なので、いい機会なので、このままでは認定できないですからね。明確に反対しますよ。

○ 村山繁生委員長

わかりました。

一旦この件は留保いたしまして、ほかの委員さん、何かありましたら。

○ 中川雅晶委員

追加資料をいただいたので質問させていただきますが、市庁舎施設総合管理委託料の内訳資料ありがとうございます。

1億2924万円の総合の設備、それから警備、清掃と、それを一括で委託していただいていると。それぞれの金額、下に書いてあるように、多分設計額を落札したので案分されてこれぐらいの金額だろうということ。例えばこの警備保安業務なんですけど、これも施設は、昼間それから夜間、休日、356日ずっと警備をいただいているというのはよく理解できるんですけど、6179万2000円と概算でしょうけど、例えば1日延べ、通して、何人従事していただいているんですかね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

警備保安業務については、時間帯によって警備員の配置人数が変わります。例えば市庁舎、総合会館と違うんですが、市庁舎の場合ですと、8時半から9時までは3名以上と、その他の時間は2名以上という形で、警備員の人員配置のほうは時間によって異なる状況でございます。私ども、最低の招集された人数に基づきまして委託業者が配置をしているという状況でございます。

○ 中川雅晶委員

仕様書は、時間帯によって3名以上、2名以上と。これは市庁舎のほうですね。総合会館もこれプラス配置されていますか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

総合会館はまた別途、先ほどの人数とは別になりますが、総合会館につきましては決められた時間、例えば8時半から18時までは2名以上という形で人員配置をしておるところでございます。

○ 中川雅晶委員

その以降は、夜は何名ですか、総合会館は。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

失礼しました。

18時以降、その他の時間は1名以上という人員になります。常駐になります。

○ 中川雅晶委員

じゃ、3名以上、2名以上、それから総合会館2名以上、1名以上という形で仕様を出されて、実際これは何人配置されているかというのは把握しておられないんですか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

実際の配置人員は、例えば、市庁舎その他、3名以上で3名ですね。例えば市役所の場合ですと、8時半から21時までは3名、その他の時間は2名という形の配置となっております。

○ 中川雅晶委員

となれば、3名、2名、それから2名、1名ということで8名、1日延べ8名配置をされているということですよ。

この概算の警備保安業務が6179万2000円なので、1日当たり17万円なんです。これを8人で割ると大体1人頭2万1000円少しぐらいに、単純に割るとですよ。もちろんいろんな経費とかがあるので、それだけではないんですけど。となると、これって妥当かどうかというのはまた精査は必要やと思うんですけど、1日当たりの日当、1人これだけもらっておられるとは思えないので、当然それは会社のいろんな経費というのものもあるんですけど、それはどうなんですか、妥当な金額なんですかね。

○ 森管財課主幹

管財課、森と申します。よろしく申し上げます。

こちらの積算につきましては、労務費といたしましては、公共の事業として、施工単価

とか建築物価というものに記載されております労務費というのを採用しております。こちらに先ほど委員さんがおっしゃられました時間をかけていくわけなんです、こちらについては当然24時間というところで夜勤も入ります。そちらを見込んでおって計算していると。また、先ほどおっしゃられたとおり、業務、人工に対して経費という形で、こちらについても計算の方法というのが決まっておるんですが、一定の率を掛けて算出しているというところでありまして。ですので、ほかの公表されております労務費を使って、計算方法についても決まった計算でやっているというところで、その以下、実際のところ最低制限価格が70%ということが決まっているんですが、その70%以内で収まっているというところ適正というところで考えております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

例えば、こういう警備はほかのところでもいろいろ委託されていると思うんですが、それと比較して高いか低いとかという比較とかというのはされている部分もあるんですか。今現在すぐわからなければわからないでいいと思うんですが。

○ 森管財課主幹

済みません。現在のところ、比較しておりません。

以上です。

○ 中川雅晶委員

また別の機会でも結構ですので、こういう維持管理というのはずっと続くわけで、たまたま今回はわかりやすいので警備のところを抽出しただけなんですけれども、そのほかも含めて、少し比較検討できるようなものもまた、大分後の後日でも結構ですので、ぜひ提出いただければ、これが本当に妥当かどうかというのが、これだけ見せていただいてもよくわからないので比較できるように、来年度の決算なり予算なり——これはもう3年間決まって委託されているのであれでしょうけど——今後のことも含めてぜひ出していただきますように、委員長、お願いいたします。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

現状はそういう比較、私どものほうで比較を行いまして、資料のほうを作成したいと思います。

○ 村山繁生委員長

お願いします。

他にいかがでしょうか。

○ 早川新平委員

さっき森委員が指摘をした自販機の件で、これは別でやるの。

○ 村山繁生委員長

また討論になるとお思いますので、そのときにまたお願いします。

○ 早川新平委員

討論までは行かずに質疑というところでよろしいですか、委員長。

○ 村山繁生委員長

どうぞ。

○ 早川新平委員

先ほどの理事者の答弁というのは市側に立った答弁で、森委員の指摘しておるところというのは業者さんサイド。僕はここで一番、ここではもう必ず衝突するのは当然なんですわ。ただ、森委員が指摘をした3台置くところを2台しか設置できていない、そのために市民サービスができないというところはやっぱり、これは考えないかんというふうに思っています。今、森委員が指摘したというのは、その前段の部分でいったら、行政側はネーミングライツとか何でも一緒に、行政財産の目的外使用でお金を稼ぎなさいという部分と、それから市民側のできるだけ参加できるようにというのは相反するところがあるんですよね。ただ、結果として2者しか応札がなかったということに関して、3基目が設置できなかったというのは、これはやっぱり考えないかんで、討論とかそういう意味ではなしに、私の質疑の中で、そこだけは理事者側はどういうふうに、3台設置するところが2基

しか設置できなかった、結果として。それをどういうふうに考えているのかなということだけを……。

○ 村山繁生委員長

その考え方をどういうふうに捉えていますか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

この三浜文化会館の1階エントランスに3台という公募の内容でございますが、場所的には1カ所でございます。1カ所に3台くらい置けそうなスペースがあるというところで、文化振興課のほうで3台設置したいというところで公募をかけた。

ただ、業者さんのほうからは、このスペースに3台置くことは、自販機の設置事業としては、業者さんのご判断ではちょっと3台は難しいですねと。2台ならなんとか採算ベースに合うよというようなご判断になったんだろうと思いますけれども、そういったことで、2者とも1番と2番の物件に応札をしていただいたと。じゃ、3台目がないから改めて残りの1台をもう一度条件を変えるなりして公募をかけるかどうかというところにつきましては、これは施設所管であります文化振興課のほうでご判断をいただいて、そこまでは今回は必要ないというご判断のもと、2台の設置にとどまっておるということでございます。

○ 早川新平委員

それはちょっと詭弁やと思っておるのやけど。例えば、三浜文化会館のそのスペースで収容人員が何名で、これだけのドリンクが必ず必要やとある程度出して、僕は、3台やというところも加味しておると思っておるんですわ。だけど、結果として、置くスペースがあつて、そこで2台しかなかった、それを正当化していくというようにはとれるので、だから、結果として2者しかなかった。それは森委員が指摘するようなところをやっぱり考えないかんかなというふうに思います、今後。

冒頭で私が聞いたような泗水の里をという、そういう販売条件、そういったこともあるので、全体的にやっぱり考えていかなあかんのかな。森委員はこれをずっと指摘しているので、私は同期やでよく知っているんで、もうずっとやっているんですよ。だから、逆に言ったら、行政側からは真っ向の反対の意見があつて当たり前なんですよ。ただ、その中で、市民が飲みたいものも飲めないというマイナス面も、市民サービスの低下という観

点から見ると必ず問題点として出てくるのでね。森さん、何かあるのやったら言ってください。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

私もここ何年と管財課におる中で、自販機入札については長く携わっておるわけですが、その経験の中で、いろんな事業者さんとお話しする機会がございます。いわゆるドリンクメーカー直系の自販機設置事業者さんは、同じスペースに2台以上置くということについては非常に難しいというようなお声。考えてみれば当然で、同じ自販機が2台並んでおっても、これは市民サービスの向上にはつながらんわけですが、ドリンクメーカーの直系ではないいろんなドリンクメーカーさんと取引ができるような自販機設置業者さんについては、2台以上、複数台を設置することも可能であるというようなことでもございました。

今回、複数台——最初3台で結果的に2台でございますけれども——を設置するという条件の関係で応札していただいたのが、この複数のところに自販機を置くことが可能なメーカーさんが応札していただいたというところで、いわゆるドリンクメーカー直系のところが入ってきていただけなかった一つの原因なんだろうなというふうな感覚は持っております。

以上です。

○ 森 康哲委員

ドリンクメーカー直系や、アサヒは。イーストはコカ・コーラ直系やで。うそを言ったらあかんやん。コカ・コーラの100%子会社やに。そんなむちゃくちゃな答弁をしたらあかんやろう。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

今のご指摘いただいた点で、FVイーストさんがコカ・コーラさんの傘下に入られたというのは私どもも承知しておりますが、イーストさんに伺いますと、コカ・コーラ以外のドリンクも扱うことが可能だということでお話は伺っております。

以上です。

○ 森 康哲委員

アサヒ飲料は100%メーカーでしょう。それと、100%メーカーの子会社という意味でのFVイーストじゃない。どのメーカーのものを扱うかは別やに。飲料メーカー直系のベンダーさんなんや、両方が。全然答弁と違いますよ。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

私の知る限りで申しわけございません、お話をさせていただくことになると思うんですが、アサヒ飲料さんは、たしかアサヒ飲料さんになる前はアサヒカルピスビバレッジさんという社名だったと思うんですけれども、名前が示しますとおり、アサヒさんのドリンクとカルピスさんのドリンクと多分扱うことができるんだらうというふうに想像するわけですが、そういう意味でいけば、アサヒのブランドの自販機とカルピスのブランドの自販機を扱うことができるのではないかというふうに私は思っております。

以上です。

○ 森 康哲委員

答弁がかみ合っていないと思うけど、直系のベンダーなのかどうかというのを答弁してもらったと思って質問しているので、中身の話じゃないんですよ。先ほど答弁したのは、メーカー直系の例えばコカ・コーラとかサントリーとかダイドーとかのメーカー直系のベンダーが参加されなかった理由を答弁されたのに、ここに今回2者参加されたのはメーカー直系じゃないという答弁だったんですよ。そうじゃないじゃないですか。複数メーカーの扱いができるベンダーだということならわかるんですけれども、そういう意味でしょうか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

大変申しわけございません。今、森委員がおっしゃっていただいたとおりのつもりの答弁でございました。不正確な答弁で申しわけございません。

○ 森 康哲委員

それなら、なおさらいろんなメーカーが参加しなければ、逆に市民サービスにもつながらない、そう思うわけですよ。何度も言いますが、日本のトップメーカー3社がここには入っていないということは、市民が求めるものがここには入っていないよというの

を言いたいわけですよ。シェアが多い、市民が飲みたいものがなかなか取り扱いが少ないですよと、ここのメーカーでは。このF Vさんは、確かに他メーカーのものを扱っています。当然コカ・コーラも扱っています。しかし、売れ筋と利益の利幅の多いものを扱っているんです。ということは、なかなか市民ニーズとずれがある、ここにはね。売りたいものと買いたいものにずれが出てくる。そういう可能性があるので、より市民ニーズに合った入札をするのであれば、みんなが参加できるような状態にしないと、2者しか参加できないのは異常だと思うし、改善の余地があるよというふうに申し上げている。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

ありがとうございます。今いただいた内容をよく吟味いたしまして、吟味といいますか、腹にはめ込みまして、また次の入札におきましては、なるべくいろんなメーカーさんの自販機がおけるような工夫を今後していきたいと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員

34.6%と32.4%というのは、これは妥当だと思いますか。私は思わないんですけど。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

妥当というところをどういうふうに捉えるかというところですけども、一般競争入札の結果としては、ルールの的には妥当ということになるかと思います。ただ、実際にこれだけの率で場所代として納めていただくことになりますので、相当、事業者さんとしては、単純に売れた金額のあと、コストなり電気代なり、いろんな仕入れ価格等々、運搬費等々を引けばかなり厳しいんだろうなというような想像はいたします。これは森委員さんがおっしゃっていただいた内容にありましたけれども、やっぱり広告宣伝というところがあるんだろうなと。赤字覚悟で入れてきていただいているという側面もあるというふうに私も感じております。

以上です。

○ 森 康哲委員

そういうふうに感じてもらっているのであれば、やはり値段だけの商売をされる業者を

相手にしか今の入札制度では入れないというのを認識していただきたいと思うんですね。全ての業者さんが参加できるような入札制度にするべきだと。それはなぜかという、市民ニーズに応えることができるからです、結果的にね。今の状態がやっぱり全てであって、この状態はやはり改善してほしいし、四日市ドームもしかりですよ。四日市ドームは前も指摘したように、同じメーカーが2台並んでいるところがある。これはもったいない。だから今回のこの入札に関しては一抜け方式を採用していただいた。そういう改善がみられるんですね。もう一つ踏み込んで、やはりいろんなメーカーが参加できるような入札制度にもう一段階やっぱり改善してほしいわけですよ。それにはやはり突っ込み合いをできないような工夫ができない以上は、この入札という方式自体が限界があるのかなと思うんです。自販機の設置に関する選定方法で一般競争入札というのはふさわしくないのかなと。以前四日市ドームで取り入れていたプロポーザルに切りかえるのも一つ——また逆戻りと思うかもしれないですけども、あのときはまだそういう課題はなかったはずなんですね、そこそこ売り上げに乗じた徴収方法だったと思うので——検討していただけますかね、それも含めて。

部長、どうですか。

○ 内田財政経営部長

いろいろご指摘がある中で、我々も今、一般競争入札を一つのベースにして、委員さんのご意見も踏まえて、改善するところは改善してきました。今おっしゃられた点は、市民サービスという観点ではやはり問題があるというご指摘もある。その中で、逆にプロポーザル方式と一般競争入札をしたときに、いわゆる行政財産の一部の面積を自販機を設置すると、貸し付けるということについて、プロポーザル方式によって選定基準を、客観性を持たせた選定基準というのが果たしてあり得るのかどうかというのがちょっと問題になると思います。我々が一般競争入札を採用しているのは、いろいろその当時四日市ドームでプロポーザルをやっていたときのいろんな選定基準がありましたけれども、入札参加条件としてそれは組み込めるという判断で、我々はそうなれば今回は入札参加条件に組み込むことによってある程度品質が確保できるという中では価格競争でいいのではないかという結論に至っています。ですから、プロポーザル方式をもし取り入れるとするにしても、その基準が客観性を持って合理性があって、それなら競争ができるというような提案型になるのかどうかというところです。それは、多分これまでも総務常任委員会でもいろいろ

議論させてもらった中で、我々としては、今回は入札参加条件としておおむねクリアできるので、価格競争で行けるだろうという判断でずっと来ました。だから、そこをもう一度見直せということであれば、当然フラットに見直す必要はあると思いますけれども、ただ、過去にも他市の状況もいろいろ調べる中では、全てではないですけれども自販機の設置については、大半の自治体がやっぱり一般競争入札、価格競争方式を採用しているというのもありまして、我々としては現在のやり方が一番いいのではないかと、今の時点では私はそう思っております。

以上です。

○ 森 康哲委員

そこがずっと食い違っているところだと思うんですけど、やっぱり他市の事例を見ても、名古屋市や亀山市みたいに入札不調に陥る市町もあるわけですよ。これはいろんな原因があるんですけども、余りにも高額で応札してしまったがために、後で業者が手を上げてしまって手を引いてしまうケースがある。そういうこともこの四日市市ではあり得ると思うんですよ、今の制度で入札をしてしまうと。それがまず1点。それになってしまうと、一番困るのは市民なんですよ。必要なときに自販機がないと、それが一番困ることになる。

それと、もう一点が、市内業者の入札といいながら、全国のベンダーしか参加ができない状態になっていると。じゃ、市内業者の父ちゃん母ちゃんがやっている業者はどうでもいいんですか。そうじゃないじゃないですか。やっぱり四日市で育って四日市で営業して、うん十年営業している業者もいるんですよ。歯を食いしばって税金を納めていただいている業者さん、たくさんいるんですよ。そういう業者が1者もここに参加できない、そういう制度が本当にいいのかどうか。行政が商売をするんだったら別ですよ。お金がもうかればいいというのであれば別ですけども、そうじゃないというのであれば検討すべきだと思うので……。

○ 村山繁生委員長

この件に関しては平行線になっておりますので、ちょっとこの件は一旦留保させていただきまして、他の件について質疑をお受けしたいと思います。

○ 森 康哲委員

リースのことでお聞きしたいんですけど、33から36のダイハツミライースの値段と37から39のダイハツミライース、これは年度が違うんですけども、月のリースが幾ら違うのかな、これ。2420円違うんですね、月々。同じ車で月々のリース代が2420円1台につき違うんですけども、これは何か仕様が違うんですかね。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

車の仕様については同一でございます。価格差は、今委員ご案内のとおり年度が違うところ、入札によってそれぞれ価格が決まってくるわけですが、入札の結果でこういう数字になっているということでございます。

○ 森 康哲委員

2420円毎月違うと。これは何年契約ですかね、5年ですかね。

○ 村山繁生委員長

7年か。

○ 森 康哲委員

7年やとかなり高額な金額になるんですけども、これはびっくりですね、逆にね。同じ仕様で同じ内容の契約なんですよね。

○ 村山繁生委員長

物価上昇か、購入した時点、購入価格も違うということですかね、これは。

物価上昇によって車の値段が上がったということですかね。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

車の値段が値上げになったかどうかというのは、私、ごめんなさい、承知していませんが、考え方としては、4台あるいは3台というリース台数でございますけれども、市全体でリースの発注を調達契約課のほうでまとめてやりますので、ちょっと正確な数字は持っていないけれども、その辺の台数の違いという部分も若干価格への影響があったかもわかりません。

○ 森 康哲委員

7年間で20万3280円違うんですね、1台当たり。軽自動車ですよ、これ。軽自動車で差額が20万円するとかかなり違うんですけど、普通に個人的に軽自動車を購入する場合でも、値引きでも10万円ぐらいしか差はないんですよ。厳しいところやと3万円ぐらいしか値引きのないところもあれば、緩いところやと10万円ぐらい値引きしてくれることもあるんですけども、20万円というのはちょっと考えにくいんですけども、そんなに差があるというのは。

○ 村山繁生委員長

森委員、45番からも言われましたか。同じダイハツミライースやね。

○ 森 康哲委員

いや、37から39が13500円で、その前が10920円なんですよ。

○ 村山繁生委員長

45番からは。

○ 森 康哲委員

45番はその間ですよ、13176円なので。

○ 村山繁生委員長

そうそう。これも同じダイハツミライースでしょう。こっちのほうが年度が新しいですよんか。それで安いやんか、13500円より。

○ 早川新平委員

今、森さんが言ったように、中山さんも言ったように台数が違うんだろうが、それを一遍調べてもらったらええんちゃう。

○ 村山繁生委員長

そのスケールメリットとかいろいろあるんですか。

○ 中川雅晶委員

消費税は関係ないの。

○ 村山繁生委員長

平成29年度は安くなっておるんやね。

○ 中森管財課主幹

管財課、中森でございます。

今、委員長がおっしゃられたように消費税が関係ございまして、リース契約年度時の消費税で7年間ずっといく形になってございますので、その分、消費税分の価格変動はございますので、よろしく願いいたします。

○ 村山繁生委員長

だから、平成26年度の登録より29年度の登録のほうが安いすやんか、金額が、同じダイハツミライースで。消費税は平成26年度と29年度では変わっていないですね、ずっと8%やね。

○ 中森管財課主幹

こちら各年代ごとに大きく太く線を引かせていただいておりますけれども、管財課がリース契約する車は、この単位ごとで契約させていただいております。平成29年4月からリースのミライースにつきましては、このミライースを含めまして、その他、ダイハツハイゼット、ジムニー、あと、ハイゼットトラック等も含めた契約内容ということでございますので、その辺のリース会社さん——これはトヨタレンタリースでございますので——残価設定をどのように考えられたか等もございますけれども、その辺でも価格の差が出ている理由かと考えております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

思われますじゃなくて、そうですとはっきりと言ってくれやんと、想像だけでは。

○ 村山繁生委員長

契約の台数が多いから、スケールメリットとかないの。

○ 中川雅晶委員

多分、年度が経年的に、車も年度を過ぎてくると、その価値というか残価設定も安くなってくるという可能性もあって、多分リース料が、コストパフォーマンスが生まれてきて、新しいほど安いんやと思いますね。平成25年度と26年度は明らかに消費税で変わってしまっているんですね、大きい金額が。じゃないですかね。

○ 森 康哲委員

そうすると、前後の29番から32番のダイハツハイゼットと42、44のダイハツハイゼットがそんなに金額は変わらないですね、1万4000円台で。消費税、そこで変わっているというのであれば同じぐらい、二千幾ら変わってもいいはずなんですけど、300円ぐらいしか変わっていないですね、7年間で。

○ 村山繁生委員長

ややこしいな。

○ 森 康哲委員

こんなに差が開くものなんですかね。今までの契約というのはリースで、こういうふうには差が1年で開くことってあったんですかね。

○ 村山繁生委員長

どうですか。

○ 中森管財課主幹

今森委員がおっしゃったように、今までの契約でもこのような形での差はございました。原因についてはすけれども、当該リースがクローズドエンドリースということで、業者さ

んがどういう価格で車1台当たりの月額リースで入れるかというのは、残価設定及び今回の契約、どういう金額でとられたいかというところもありまして、なかなか見えないところもあるんですけれども。それと、あと、先ほど中川委員がおっしゃっていただいた、より最新の車について、燃費効率とメンテナンス等のスケールメリットが働くことによって価格設定に差が生じているのではないかと考えております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

考えておりますって、それは事実ではないので、一生懸命やってもらっているのはわかっておるのやけど、いつも自分の懐と同じように、身銭を切るような気持ちでみんなやってほしいというのは、どんな議員でもずっと言ってきたので、ここの違いはきちっと調べて報告しますなり、僕はやるべきやと思っておるのやけど、思うだけではなしにね。だから、それならそれで、今中川委員がおっしゃったように、そういう理由で残価設定なり、何々の形で金額の差異がありますということなったりするとわかるので、委員長、そのところちょっとさばいてやってください。みんなそうやと思いますばかりやでさ。リース会社に、トヨタレンタリース三重に聞けばわかることやしき。

○ 中川雅晶委員

逆にリース元が、トヨタレンタリース三重が多過ぎるというのも。

○ 村山繁生委員長

多過ぎるというか、ほとんどそうちゃう。

○ 中川雅晶委員

ソリューションズが入っていますけど、リース元ってこれだけではないので、この辺の先ほどの競争性とかが生きているのかどうかというのがよくわからないので、その辺どうですかね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

確かに、現状リース元というのは、一覧表をごらんのようにトヨタレンタリースがほと

んどの状況になっております。現状、個々の年度ごとに、登録年月日ごとにこちらのリース自体は指名競争入札でして、予定価格に応じまして指名する業者というのを調達契約課のほうと相談しながら決めております。例えば一元管理車両も、契約を結ぶのでしたら指名7者とかですね。そういう形で入札のほうをやってはおるんですが、結果的には現状、トヨタレンタリース三重がほぼ独占という形の状況になっているのは事実でございます。

○ 中川雅晶委員

救急車と反対やね。

○ 村山繁生委員長

トヨタにするのやったら、本当にスケールメリットをもっと、いろいろ商談でもうちょっとやってほしいんやけれども。

これ、5年契約と7年契約とあると思うけど、5年契約だともちろん毎月のあれが上がると思うんですけど、トータル的にはどのぐらい違うものなんですかね。計算されていますよね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

リースにつきましては、基本的に7年リースで、あと、状況によってはもう2年再リースとか、そういう形のものです。基本は7年という形でリースのほうを行っております。

○ 村山繁生委員長

私は車、ずっと前から5年リースなんやけど、5年リースはないんですか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

5年リースと7年リースの比較を行ったことがあるかという。

○ 村山繁生委員長

だから、したことはないんですか。5年リースと7年リースと比較は。

○ 中森管財課主幹

5年リース、7年リースの比較はしたことはございません。

○ 村山繁生委員長

そういうのをやっぱり知って、どっちが得か。私ら5年おきに新車になっていくんですよ。ずっと払っておっても自分のものにはなりませんけど5年リースですずっとやっておるもので、7年リースのほうが得なら7年リースであれですけど、一遍比較してもらって。やっぱり、残価の価値が変わってくるので。毎月の金額がどっちが得かということですね。

○ 中森管財課主幹

先ほど早川委員のほうから、私の答弁で、思われますという表現があって申しわけなかったんですけども、一応このリースのことにつきましては、市も含めて法人リースということで、今回の契約等で参加いただいている業者様及び参加いただいていない大手も含めまして、一応、リース主要会社9社ほどは聞き取り調査を行わせていただいております。その中で、法人契約についてはクローズドエンドリース。要は、残価を設定するけれども、その残価については開示できないと。ただ、その価格の差がなぜできるのかということにつきましては、それぞれのリース会社様が契約されているであろう車検、法定点検で要するメンテナンス費用がどれぐらいのスケールメリットが働くのか、もしくは、車両を調達する価格が幾らで調達できるのか、その辺のところでは残価も含めて設定しているという聞き取り状況をもとに先ほどの答弁になりますので、その辺だけご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○ 村山繁生委員長

早川委員、それでいいですか。

○ 早川新平委員

いいですよ。

別にそれは怒っているのではなしに、答弁するんやったらきっちり自信を持ってやってもらわんと、思いますやったらそこから先に行けないので、それで指摘しただけですから。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、追加資料についてはこれでよろしいですかね。

自販機についてはまた後ほどということで、じゃ、追加資料以外で。

1時間たっておるね。

ほかの方でどうですか、まだたくさんありますか、財政経営部の関係で。そんなにたくさんなければ続けてやりますし。あるいは、あるようでしたら休憩にします。ないですか。

○ 森 康哲委員

続けてください。

○ 村山繁生委員長

じゃ、続けてやります。

追加資料以外でありましたらご発言ください。

○ 森 康哲委員

討論の前にもう少し聞きたいことがあるんですけど。

○ 村山繁生委員長

まだ質疑がありますか。

じゃ、別の質疑でお願いします。別というか、繰り返しじゃなくて。

○ 森 康哲委員

期間のところなんですけど、平成29年度から31年度って、2年間の契約になっているんですけども、これは何か理由があるんですか。設置期間。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

三浜文化会館の自販機の設置期間が2年ちょっとしかないというところですが、同じように自販機の設置業者の選定に係る入札についてのルールの中で、基本的にはこの期間内の貸付料総額での入札を原則としつつも、初めて自販機を置くところについては貸付料率による競争、入札もできるというふうに定めております。この貸付料率による入札を行う場合の設置期間は最長3年と定めておりますので満期日の切りのよい3月31日をおしりにするという意味でこの期間になってございます。

なぜ通常は5年で料率による場合は3年なのかというところですが、料率による入札は、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、どれだけの人が自販機でドリンクを買うかというところが、売上げがなかなか読めないというところがございまして、その辺の実績については3年置いていただければその実績は出てきますので、次回の入札からは貸付料総額の入札に切りかえるという、あくまでも暫定的な実績を見るというところで5年ではなくて3年でさせていただいておるというところがございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

自販機1台幾らかかるかご存じですか、設置するのに。自販機のお金と設置料と、大体でいいんですけど、ご存じでしょうか。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

申しわけございません。どの程度の金額かというところは承知してございません。

○ 森 康哲委員

何種類のジュースが入るのかにもよるんです。大きさにもよるんですけれども、大体30万円から40万円、1台かかるんですね。設置するのに3万円ぐらい設置業者に支払うということ考えると、2年ちょいというのは非常にリスクが高いことになるんですね。償却ができない。自動車のリースなんかは5年、7年という期間で償却できるの見込んでリースになると思うんですけど、やっぱり設置業者もメーカーも商売なので、その辺もやはり考えないと、設置期間を。ドームはたしか5年でしたよね。3年を5年に直した理由が、やっぱり自販機の償却を考えてという以前の答弁だったと思うので、三浜文化会館のやつに関しては2年は少し短いのかなと感じました。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

今ご指摘いただいた点は、私も重々そのとおりだなというふうに考えるところでございますので、次回、こういうような形の入札をする場合は、なるべく長く置いていただけるような方向で入札のほうはしていただきたいと思いますし、今回、今までおっしゃっていただいていますように3台のところは2台になってしまって2者しか応札がなかったという、そのことも一つの要因になったのかなというところで、反省を込めて考えておる次第でございます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

よろしいですね。

他にいかがですか。ありませんか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、他に質疑もないようでございますので、これより討論に入ります。

討論はありますか。

○ 森 康哲委員

自販機のところで、不認定という立場で討論をしたいと思います。

理由は、先ほど議論にもありました余りにも高額な料率で入札が行われていることと、3台設置する予定のところは2者しか応札者がいなかった。この入札自体の正当性、そして、市民ニーズの低下につながる市の考え方自体が、この制度自体が認定しづらいということで、また、設置期間に関しても、2年というのは余りにも短過ぎるところから不認定ということで反対の立場で討論としたいと思います。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他に討論のある方。

○ 内田財政経営部長

ちょっと一つだけ確認させていただきたいんですけど、自販機の貸付料収入ということで決算をお認めいただけやんということなのか、それとも制度そのものがだめですよということで、今回、決算の今歳出のほうで審査していただいていますので、制度のほうではあかん。ちょっと私迷うところなんですけど、決算の歳入の貸付料収入として、財産貸付収入として認めやんという、どっちと、我々としては理解したらいいのかだけちょっと確認をさせていただきたいんですが。

○ 村山繁生委員長

わかりました。

森委員、その辺はどうですか。

○ 森 康哲委員

逆に、委員長、聞いていて、今までの議論はどういうふうに感じられましたか。

○ 村山繁生委員長

森委員が特に言われるのは制度上のことが多いと思いますが。

○ 森 康哲委員

結果的には金額になる。

○ 村山繁生委員長

それは結果的になっているということ。根本的には制度の、入札の制度の問題のほうが森委員のほうからは伺えますけれども。

○ 森 康哲委員

そうすると、ちょっとお尋ねしますが、今回の決算の認定、不認定というところで、制度的なものというのは変わってくるんですか。

○ 村山繁生委員長

決算においてこの制度的なことを認定、不認定ということはできるんですか。歳入の点においてはもちろんできると思いますけれども。

○ 森 康哲委員

歳入であれば今のところではできないし、歳出のところですよ、財政経営部の。

○ 村山繁生委員長

場所代が取り過ぎておるとい、料率が高い。

○ 森 康哲委員

この決算分科会のところじゃなくて、歳入のところでも議論する。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

実際のところ、管財課として決算という数値の中で、自動販売機の関係で歳出の分はございません。ただし、歳入という部分であれば、まだ審査前なんですけれども、歳出の16款の財産収入というところで、貸付収入という形で決算としては収入の中に自動販売機の収入が上がってきておると。今回のものについても収入が上がってきておるし、管財課で設置している自動販売機についても、その他、いろんな所管課が設置しておる自動販売機の土地活用収入、建物活用収入については、決算の性質上は収入として上がっているという状況がございます。その辺を踏まえた上でご議論いただきたいと思うんですが。

○ 森 康哲委員

ということは、今のこの財政経営部の決算分科会では審査できないということになるので、最後のところで。

取り下げます。

○ 村山繁生委員長

そうですか、わかりました。

じゃ、他に討論はございませんか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、討論もなくなりましたので、採決に入りたいと思います。

それでは、議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第21目諸費中収納推進課、財政経営課関係部分、第2項徴税费、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、桜財産区について認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会送りはどうでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

全体会送りもないと確認いたしました。

[以上の経過により、議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第21目諸費中収納推進課、財政経営課関係部分、第2項徴税费、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費並びに桜財産区について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、一応決算の部分が終わりましたので、次は予算のほうに、また今度は笹岡委員も入っていただきますので、本日はこの程度にとどめたいと思います。

じゃ、また明日10時からよろしく願いをいたします。お疲れさまでした。

15：58 閉議